

水戸市障害者福祉計画(第3次)

『水戸市障害者安心プラン』

水 戸 市

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の基本的事項..... | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨..... | 1 |
| 2 計画の位置付け..... | 3 |
| 3 計画の期間..... | 3 |
| 4 計画の対象者..... | 3 |
| 第2章 障害者を取り巻く現況と課題..... | 4 |
| 1 障害者数の推移と現況..... | 4 |
| (1) 身体障害者の状況..... | 4 |
| (2) 知的障害者の状況..... | 6 |
| (3) 精神障害者の状況..... | 7 |
| (4) 難病患者の状況..... | 9 |
| (5) 保育所（園）・幼稚園・特別支援学級等の状況..... | 11 |
| (6) 特別支援学校の状況..... | 12 |
| (7) 障害者雇用の状況..... | 14 |
| (8) 各種相談の状況..... | 16 |
| ① 水戸地区障害者就業・生活支援センター..... | 16 |
| ② 水戸市精神障害者地域生活支援センター「かさほら」..... | 18 |
| 2 現況を踏まえた本市の課題..... | 19 |
| (1) 障害者への理解促進..... | 19 |
| (2) 相談体制の整備..... | 19 |
| (3) 福祉サービスと難病患者支援の充実..... | 19 |
| (4) 子どもの発達支援の充実..... | 20 |
| (5) 就労支援と工賃向上..... | 20 |
| (6) バリアフリーの推進..... | 20 |
| 第3章 計画の基本的方向..... | 21 |
| 1 目指す姿..... | 21 |
| 2 基本方針..... | 22 |
| 3 施策の体系..... | 23 |
| 第4章 施策の展開..... | 24 |
| 1 理解と交流の促進..... | 24 |
| (1) 障害に対する理解を深める活動の推進..... | 24 |
| (2) 交流活動の推進..... | 26 |
| (3) 市民主体の福祉活動の促進..... | 28 |

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 2 情報提供と相談支援の充実 | 30 |
| (1) 情報提供の充実..... | 30 |
| (2) 相談支援体制の充実..... | 32 |
| (3) 権利擁護の推進..... | 34 |
| 3 地域生活支援の充実 | 36 |
| (1) 在宅福祉サービスの充実..... | 36 |
| (2) 障害者の保健・医療体制の充実..... | 38 |
| (3) スポーツ文化活動の充実..... | 40 |
| (4) 難病対策の充実..... | 42 |
| 4 子どもの発達支援の充実 | 44 |
| (1) 障害の早期発見と早期支援の充実..... | 44 |
| (2) 障害児教育の充実..... | 46 |
| (3) 障害児の総合的な支援..... | 48 |
| 5 就労支援の充実 | 50 |
| (1) 福祉的就労の充実..... | 50 |
| (2) 一般就労の促進..... | 52 |
| 6 生活環境整備の促進 | 54 |
| (1) 福祉のまちづくりの推進..... | 54 |
| (2) 住まいの場の確保..... | 56 |
| (3) 安心安全な暮らしの確保..... | 58 |
| 第5章 推進体制と進行管理 | 60 |
| 1 推進体制 | 60 |
| (1) 水戸市社会福祉協議会との連携..... | 60 |
| (2) 水戸市社会福祉事業団との連携..... | 60 |
| (3) 民間事業者との連携..... | 61 |
| (4) 市民活動団体との連携..... | 61 |
| (5) 関係機関等との連携..... | 61 |
| 2 進行管理 | 62 |

本計画では、本文中で法律の名称について次のとおり略称を使用しています。

| 略称 | 正式名称 |
|------------|----------------------------------|
| 障害者総合支援法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 |
| 障害者虐待防止法 | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 |
| 障害者雇用促進法 | 障害者の雇用の促進等に関する法律 |
| 障害者差別解消法 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 |
| 障害者優先調達推進法 | 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 |
| 難病医療法 | 難病の患者に対する医療等に関する法律 |
| バリアフリー新法 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 |

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

国は、障害者基本法に基づき、障害者の自立と社会参加の推進を図っています。

1993(平成5)年に10年間を計画期間とする「障害者対策に関する新長期計画」を策定し、その後、新長期計画に代わる「障害者基本計画(計画期間:2003年度~2012年度)」を策定しました。2013(平成25)年9月に策定された障害者基本計画(第3次)は、より長期的な展望を視野に入れつつ、2017(平成29)年度までの概ね5年間を対象として策定されています。

また、茨城県は、2003(平成15)年に「いばらき障害者いきいきプラン」を策定しました。2012(平成24)年にはその見直しを行い、2017(平成29)年度を目標とする「新しいばらき障害者プラン」を策定して計画を推進しています。

本市では1999(平成11)年に「水戸市障害者福祉計画」を策定しました。その後、2005(平成17)年に2014(平成26)年度を目標とする「水戸市新障害者福祉計画」を策定し、各種障害者施策を実施してきたところです。

「水戸市新障害者福祉計画」を策定した2005(平成17)年以降、障害者をめぐる制度は大きな改革が行われました。

2006(平成18)年4月からは「障害者自立支援法」に基づく障害福祉サービスの提供が開始されました。以降、本市においても、「水戸市障害福祉計画」を1期計画(2006年度~2007年度)から3期計画(2012年度~2014年度)まで順次策定し、計画的な障害福祉サービスの提供に努めています。

2006(平成18)年12月には、「バリアフリー新法」が施行になり、建築物や公共交通機関、道路、都市公園等も含めた生活空間全体におけるバリアフリー化を推進することとなりました。

2011(平成23)年には、「水戸市新障害者福祉計画」の根拠となる「障害者基本法」が改正されました。「共生社会の実現」、「障害の定義(発達障害を含むこと)の明確化」、「障害を理由とする差別の禁止」など、障害者施策の推進に当たり重要な内容が含まれています。

2012(平成24)年4月には、児童福祉法が改正になり、一部、障害福祉サービスに規定されていた児童福祉サービスが児童福祉法に基づくものとして一本化され、充実が図られました。

同年、10月には、「障害者虐待防止法」が施行され、市町村には「障害者虐待防止センター」の設置が求められました。

そして、2013(平成25)年4月には、「障害者自立支援法」を発展的に改正し、「障害者総合支援法」が施行され、難病患者への障害福祉サービスの提供などが行われるようになりました。同時に、「障害者優先調達推進法」が施行になり、国や地方公共団体等は障害者就労施設等からの物品調達を推進することになりました。

2014(平成26)年2月には、「障害者の権利に関する条約」が発効しました。この条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めた条約です。そのうえで、2016(平成28)年4月には、「障害者差別解消法」が施行となり、行政機関等は、「障害を理由とする差別」が禁止となるとともに、差別の具体的な内容を示すこととなります。

さらに、2016(平成28)年4月には「障害者雇用促進法」の改正が施行になり、雇用の分野における障害を理由とした差別の禁止や精神障害者の雇用促進が図られることとなります。

このように、国の障害者制度も大きく変化し、障害者の自立と社会参加の促進が一層求められ

る中で、国・県の動向や社会情勢の変化，市民意向を踏まえながら，ノーマライゼーションの理念のもと，障害者が安心して生活できる環境づくりに向けた指針として「水戸市障害者福祉計画（第3次）（以下，本計画と略す）」を新たに策定いたします。

■近年の法律等の整備

| 施行年月 | 法律名等(通称) | 概要 |
|--------------------|---------------------|---|
| 2006(平成18)年 4月 | 障害者自立支援法 | ○障害福祉サービスの提供開始 ○「水戸市障害福祉計画」の策定・見直し開始 |
| 2006(平成18)年 12月 | バリアフリー新法 | ○対象者の拡大(知的障害者・精神障害者も対象とする) ○対象物の拡大(建築物，公共交通機関に道路，屋外駐車場，都市公園など追加) ○重点整備要件の拡大 ○当事者の参画 |
| 2011(平成23)年 8月 | 障害者基本法の改正 | ○基本理念の明確化 ○障害等の定義の明確化(発達障害の明記) ○障害児教育 ○情報の利用等に関するバリアフリー化 ○防災及び防犯 ○消費者としての障害者の保護 ○選挙等における配慮 |
| 2012(平成24)年 4月 | 児童福祉法改正 | ○障害種類ごとの施設体系を通所・入所の利用形態により一元化 ○放課後等デイサービス，保育所等訪問支援の創設 |
| 2012(平成24)年 10月 | 障害者虐待防止法 | ○市町村虐待防止センターの設置 |
| 2013(平成25)年 4月 | 障害者総合支援法 | ○難病患者への障害福祉サービスの提供 ○重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする) ○共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化 ○地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える) ○地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業，意思疎通支援を行う者を養成する事業等) |
| | 障害者優先調達推進法 | ○障害者就労施設等からの物品の優先調達の推進 |
| 2014(平成26)年 2月 | 「障害者の権利に関する条約」の効力発効 | ○障害者の権利の実現のための措置等について定める条約 |
| 2016(平成28)年 4月 | 障害者差別解消法 | ○「障害を理由とする差別」の禁止 ○差別の具体的な内容を示す「対応要領」・「対応指針」の作成 |
| | 障害者雇用促進法改正 | ○雇用の分野における障害を理由とした差別の禁止 ○精神障害者の雇用促進 |

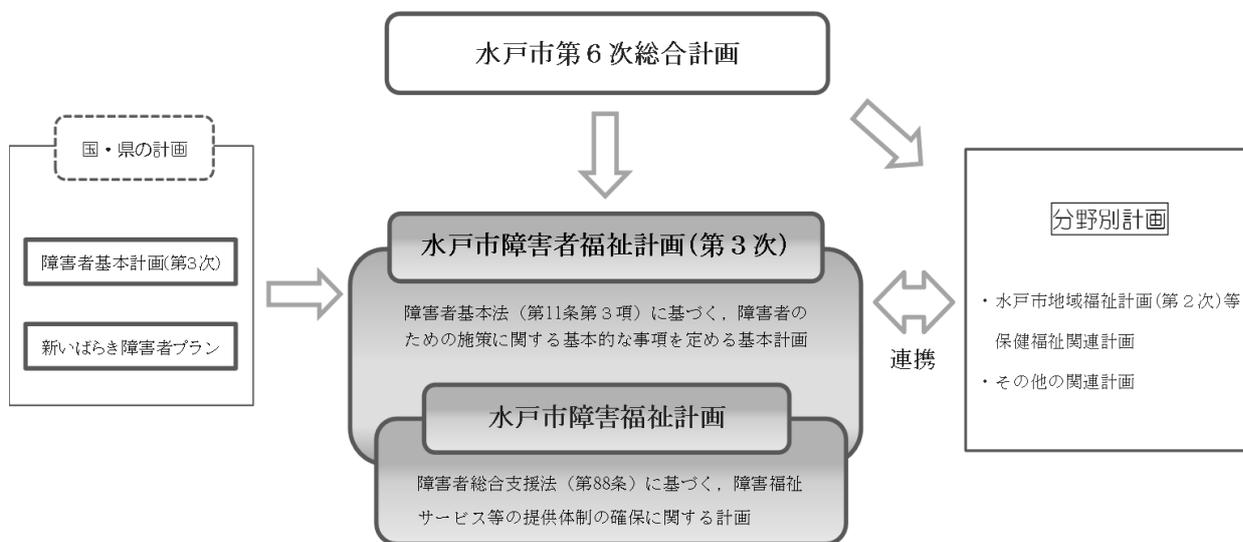
2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」です。

障害者基本法の規定に基づき国が策定した「障害者基本計画（第3次）」及び茨城県が策定した「新しいばらき障害者プラン」との整合を図ります。

また、本市における総合的かつ計画的な行政運営の基本となる『水戸市第6次総合計画』（計画期間：2014年度～2023年度）の分野別計画となるもので、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

本計画は、今後、市が取り組むべき障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、2015(平成27)年度から2023(平成35)年度までの9年間とします。

なお、社会情勢や制度改正等及び計画取組の成果を踏まえ、他の関連する計画との整合性を図りながら、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象者

この計画における「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいい、難病患者を含みます。

第2章 障害者を取り巻く現況と課題

1 障害者数の推移と現況

(1) 身体障害者の状況

本市における身体障害者数は、身体障害者手帳所持者数によると2013（平成25）年度で9,008人となっており、2008（平成20）年度からみると1,826人増加し、増加率は25.4%となるなど、年々増加傾向にあります。

また、2013（平成25）年度の身体障害者数を障害種別にみると、肢体不自由が4,629人で、身体障害者手帳所持者全体の半数以上を占め、次いで内部障害が2,934人となっています。増加数でも肢体不自由の増加数が823人と多く、次いで内部障害が821人の増加となっています。

2013（平成25）年度における身体障害者手帳所持者数の総人口に対する割合は3.3%であり、年々増加しています。2008（平成20）年度から2013（平成25）年度までの6年間の総人口の増加率が2.5%であることと比べると、身体障害者手帳所持者数の増加率は25.4%と大きくなっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別）

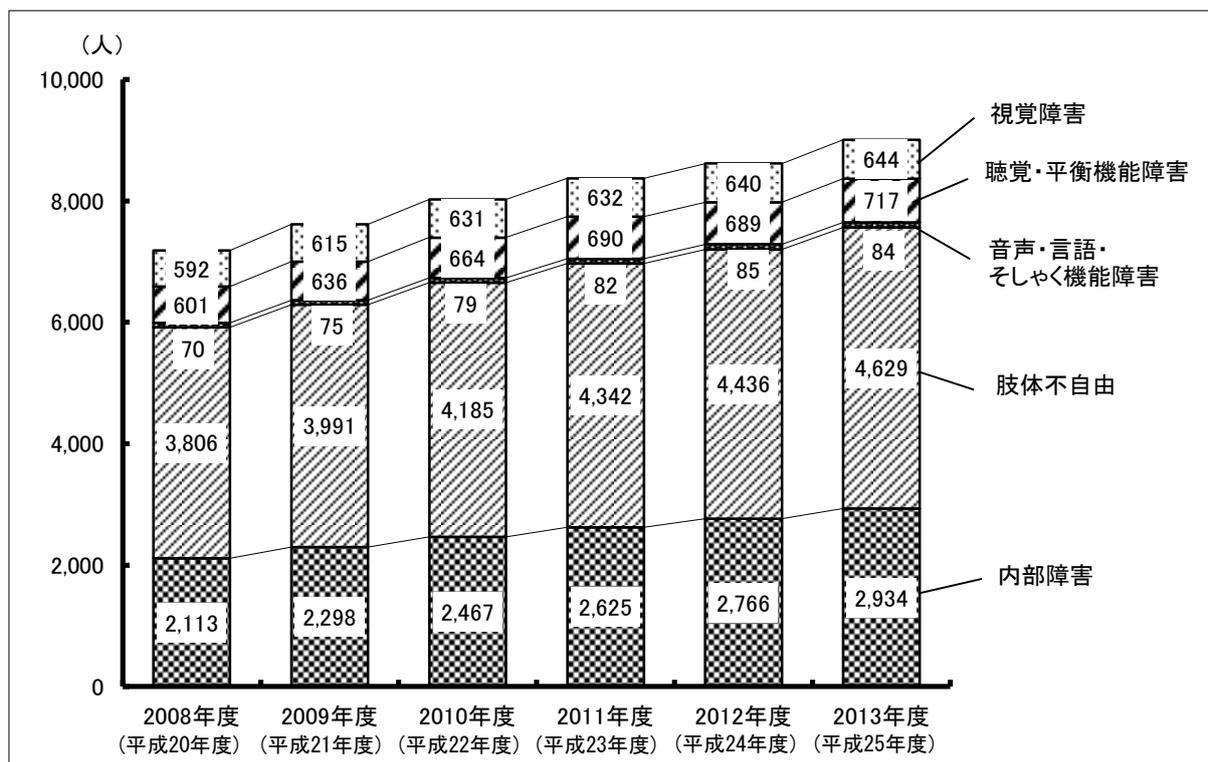
（単位：人）

| 種類 | 年度 | 年度 | | | | | | 2008 (平成20) ～ 2013 (平成25) 年度 増加数 | 同増加 率 (%) |
|--------------------|----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--|-----------------|
| | | 2008 (平成20) 年度 | 2009 (平成21) 年度 | 2010 (平成22) 年度 | 2011 (平成23) 年度 | 2012 (平成24) 年度 | 2013 (平成25) 年度 | | |
| 視覚障害 | | 592 | 615 | 631 | 632 | 640 | 644 | 52 | 8.8 |
| 聴覚・平衡機能 障害 | | 601 | 636 | 664 | 690 | 689 | 717 | 116 | 19.3 |
| 音声・言語・ そしゃく機能障害 | | 70 | 75 | 79 | 82 | 85 | 84 | 14 | 20.0 |
| 肢体不自由 | | 3,806 | 3,991 | 4,185 | 4,342 | 4,436 | 4,629 | 823 | 21.6 |
| 内部障害 | | 2,113 | 2,298 | 2,467 | 2,625 | 2,766 | 2,934 | 821 | 38.9 |
| 合計 | | 7,182 | 7,615 | 8,026 | 8,371 | 8,616 | 9,008 | 1,826 | 25.4 |
| 総人口 | | 264,171 | 265,270 | 268,750 | 269,025 | 269,681 | 270,859 | 6,688 | 2.5 |
| 対人口比 (%) | | 2.7 | 2.9 | 3.0 | 3.1 | 3.2 | 3.3 | - | - |

注1) 身体障害者手帳所持者数は各年度3月31日現在。(資料：茨城県)

注2) 総人口は、2008（平成20）年度～2013（平成25）年度は各年度10月1日現在の常住人口による。ただし、2010（平成22）年度は国勢調査による。

(資料：身体障害者手帳所持者数／茨城県、常住人口／水戸市)



■ 身体障害者手帳所持者数（障害種別・程度別）

(単位：人)

| 種類 | 程度 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 計 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|
| | | 18歳未満 | 9 | 1 | 0 | 1 | 2 | |
| 視覚障害 | 18歳以上 | 253 | 179 | 45 | 40 | 76 | 37 | 630 |
| | 計 | 262 | 180 | 45 | 41 | 78 | 38 | 644 |
| | 18歳未満 | 0 | 15 | 2 | 3 | 0 | 14 | 34 |
| 聴覚・平衡機能障害 | 18歳以上 | 17 | 228 | 78 | 146 | 2 | 212 | 683 |
| | 計 | 17 | 243 | 80 | 149 | 2 | 226 | 717 |
| | 18歳未満 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | 18歳以上 | 1 | 4 | 56 | 23 | | | 84 |
| | 計 | 1 | 4 | 56 | 23 | 0 | 0 | 84 |
| | 18歳未満 | 73 | 26 | 8 | 14 | 6 | 7 | 134 |
| 肢体不自由 | 18歳以上 | 930 | 966 | 850 | 1,153 | 446 | 150 | 4,495 |
| | 計 | 1,003 | 992 | 858 | 1,167 | 452 | 157 | 4,629 |
| | 18歳未満 | 18 | 0 | 13 | 1 | | | 32 |
| 内部障害 | 18歳以上 | 1,812 | 31 | 462 | 597 | | | 2,902 |
| | 計 | 1,830 | 31 | 475 | 598 | 0 | 0 | 2,934 |
| | 18歳未満 | 100 | 42 | 23 | 19 | 8 | 22 | 214 |
| 合計 | 18歳以上 | 3,013 | 1,408 | 1,491 | 1,959 | 524 | 399 | 8,794 |
| | 計 | 3,113 | 1,450 | 1,514 | 1,978 | 532 | 421 | 9,008 |

注) 2014 (平成26) 年3月31日現在

(資料：茨城県)

(2) 知的障害者の状況

本市における知的障害者数は、療育手帳^{※1}所持者数によると、2013（平成25）年度で1,926人で、手帳所持者数は、2008（平成20）年度から2013（平成25）年度までの6年間に325人増加し、増加率は20.3%となります。

2013（平成25）年度について、障害の程度別にみると、A（重度）が513人で最も多く、㊤（最重度）とあわせると940人となり、療育手帳所持者の約半数を占めています。

2013（平成25）年度における療育手帳所持者数の総人口に対する割合は0.7%であり、年々増加しています。2008（平成20）年度から2013（平成25）年度までの6年間の総人口の増加率が2.5%であることと比べると、療育手帳所持者数の増加率は20.3%と大きくなっています。

■ 療育手帳所持者数の推移（年齢区分別）

(単位：人)

| 年度 区分 | 2008 (平成20) 年度 | 2009 (平成21) 年度 | 2010 (平成22) 年度 | 2011 (平成23) 年度 | 2012 (平成24) 年度 | 2013 (平成25) 年度 | 2008 (平成20) ～ 2013 (平成25) 年度 増加数 | 同増 加率 (%) |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--|-----------------|
| 18歳未満 | 442 | 459 | 455 | 473 | 492 | 518 | 76 | 17.2 |
| 18歳以上 | 1,159 | 1,197 | 1,243 | 1,293 | 1,338 | 1,408 | 249 | 21.5 |
| 合計 | 1,601 | 1,656 | 1,698 | 1,766 | 1,830 | 1,926 | 325 | 20.3 |
| 総人口 | 264,171 | 265,270 | 268,750 | 269,025 | 269,681 | 270,859 | 6,688 | 2.5 |
| 対人口比 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | - | - |

注1) 療育手帳所持者数は各年度3月31日現在。(資料：茨城県)

注2) 総人口は、2008（平成20）年度～2014（平成25）年度は各年度10月1日現在の常住人口による。ただし、2010（平成22）年度は国勢調査による。

(資料：療育手帳所持者数／茨城県、常住人口／水戸市)

※1 療育手帳：知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助制度を受けやすくするため、一定の障害のある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、国の療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として県知事が交付するもの。

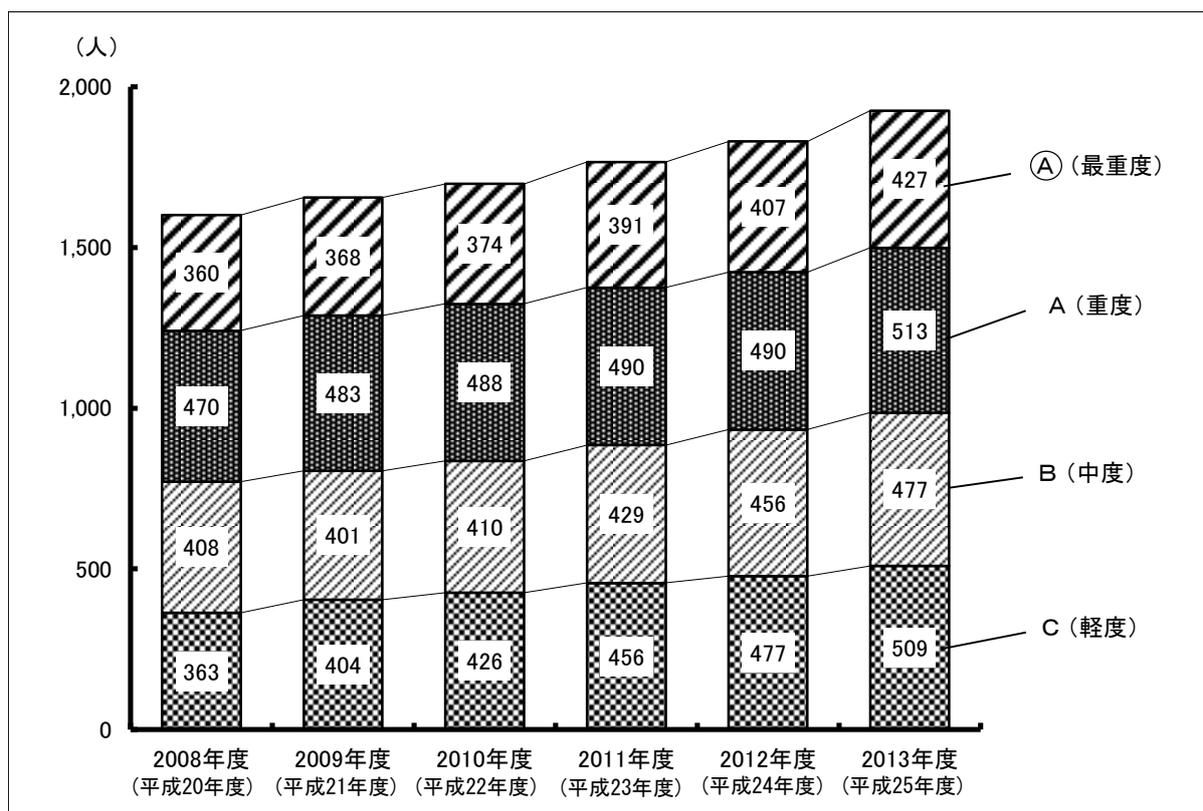
■ 療育手帳所持者数の推移（障害程度別）

（単位：人）

| 程度 \ 年度 | 2008 (平成20) 年度 | 2009 (平成21) 年度 | 2010 (平成22) 年度 | 2011 (平成23) 年度 | 2012 (平成24) 年度 | 2013 (平成25) 年度 | 2008 (平成20) ～ 2013 (平成25) 年度 増加数 | 同増加 率 (%) |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--|-----------------|
| Ⓐ（最重度） | 360 | 368 | 374 | 391 | 407 | 427 | 67 | 18.6 |
| A（重度） | 470 | 483 | 488 | 490 | 490 | 513 | 43 | 9.1 |
| B（中度） | 408 | 401 | 410 | 429 | 456 | 477 | 69 | 16.9 |
| C（軽度） | 363 | 404 | 426 | 456 | 477 | 509 | 146 | 40.2 |
| 合計 | 1,601 | 1,656 | 1,698 | 1,766 | 1,830 | 1,926 | 325 | 20.3 |

注2) 各年度3月31日現在。

（資料：茨城県）



(3) 精神障害者の状況

本市における精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳所持者数によると、2013（平成25）年度で1,565人です。手帳所持者数は、2008（平成20）年度から2013（平成25）年度までの6年間で705人増加しており、2008（平成20）年度と比較すると1.8倍になっています。

2013（平成25）年度について、障害の程度別で見ると、2級が913人と全体の半数以上を占めており、2008（平成20）年度から2013（平成25）年度までの6年間の増加率では、3級の手帳所持者数の増加率が大きくなっています。

2013（平成25）年度における精神障害者保健福祉手帳所持者数の総人口に対する割合は0.6%であり、年々増加しています。2008（平成20）年度から2013（平成25）年度までの6年間の総人口の増加率が2.5%であることと比べると、精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加率は82.0%と大きくなっています。

一方、精神障害に関する自立支援医療（精神通院医療）の受給者数については、2013（平成25）年度で3,637人です。2008（平成20）年度から2013（平成25）年度までの6年間で1,441人の増加であり、増加率は65.6%となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害程度別）

(単位：人)

| 年度 程度 | 2008 (平成20) 年度 | 2009 (平成21) 年度 | 2010 (平成22) 年度 | 2011 (平成23) 年度 | 2012 (平成24) 年度 | 2013 (平成25) 年度 | 2008 (平成20) ～ 2013 (平成25) 年度 増加数 | 同増 加率 (%) |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--|-----------------|
| 1級 | 137 | 151 | 158 | 171 | 176 | 173 | 36 | 26.3 |
| 2級 | 503 | 549 | 648 | 710 | 810 | 913 | 410 | 81.5 |
| 3級 | 220 | 246 | 288 | 332 | 377 | 479 | 259 | 117.7 |
| 合計 | 860 | 946 | 1,094 | 1,213 | 1,363 | 1,565 | 705 | 82.0 |
| 総人口 | 264,171 | 265,270 | 268,750 | 269,025 | 269,681 | 270,859 | 6,688 | 2.5 |
| 対人口比 | 0.3 | 0.4 | 0.4 | 0.5 | 0.5 | 0.6 | - | - |

注1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数は各年度3月31日現在。(資料：茨城県)

注2) 総人口は、2008（平成20）年度～25年度は各年度10月1日現在の常住人口による。ただし、2010（平成22）年度は国勢調査による。

(資料：精神障害者保健福祉手帳所持者数／茨城県、常住人口／水戸市)

■ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

(単位：人)

| 年度 区分 | 2008 (平成20) 年度 | 2009 (平成21) 年度 | 2010 (平成22) 年度 | 2011 (平成23) 年度 | 2012 (平成24) 年度 | 2013 (平成25) 年度 | 2008 (平成20) ～ 2013 (平成25) 年度 増加数 | 同増 加率 (%) |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--|-----------------|
| 受給者数 | 2,196 | 2,330 | 2,486 | 3,003 | 3,289 | 3,637 | 1,441 | 65.6 |

注) 各年度3月31日現在。

(資料：茨城県)

(4) 難病患者の状況

本市における難病患者数は、特定疾患^{※1}医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者数によると、2013（平成25）年度で1,808人です。受給者数は、2008（平成20）年度から2013（平成25）年度の6年間で480人増加しており、2008（平成20）年度と比較すると1.4倍になっています。小児慢性特定疾患医療受給者数は減少傾向にありますが、特定疾患医療受給者数が増加しています。

2013（平成25）年度における受給者数の総人口に対する割合は0.7%であり、年々増加しています。2008（平成20）年度から2013（平成25）年度までの6年間の総人口の増加率が2.5%であることと比べると、受給者数の増加率は36.1%で大きくなっています。

一方、難病患者見舞金の受給者数については、2013（平成25）年度で1,104人です。2008（平成20）年度から2013（平成25）年度までの6年間で217人の増加であり、増加率は24.5%となっています。

■ 特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者数の推移

(単位：人)

| 年度 程度 | 2008 (平成20) 年度 | 2009 (平成21) 年度 | 2010 (平成22) 年度 | 2011 (平成23) 年度 | 2012 (平成24) 年度 | 2013 (平成25) 年度 | 2008 (平成20) ～ 2013 (平成25)年度 増加数 | 同増 加率 (%) |
|--------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--|-----------------|
| 特定疾患 | 1,086 | 1,225 | 1,316 | 1,405 | 1,516 | 1,612 | 526 | 48.4 |
| 小児慢性 特定疾患 | 242 | 225 | 217 | 211 | 214 | 196 | -46 | -19.0 |
| 合計 | 1,328 | 1,450 | 1,533 | 1,616 | 1,730 | 1,808 | 480 | 36.1 |
| 総人口 | 264,171 | 265,270 | 268,750 | 269,025 | 269,681 | 270,859 | 6,688 | 2.5 |
| 対人口比 | 0.5 | 0.5 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.7 | - | - |

注) 各年度3月31日現在。

(資料：特定疾患医療受給者数／茨城県水戸保健所，常住人口／水戸市)

■ 難病患者見舞金受給者数の推移

(単位：人)

| 年度 程度 | 2008 (平成20) 年度 | 2009 (平成21) 年度 | 2010 (平成22) 年度 | 2011 (平成23) 年度 | 2012 (平成24) 年度 | 2013 (平成25) 年度 | 2008 (平成20) ～ 2013 (平成25)年度 増加数 | 同増 加率 (%) |
|------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--|-----------------|
| 特定疾患 該当 | 887 | 933 | 1,031 | 1,084 | 1,150 | 1,104 | 217 | 24.5 |
| 総人口 | 264,171 | 265,270 | 268,750 | 269,025 | 269,681 | 270,859 | 6,688 | 2.5 |
| 対人口比 | 0.3 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | - | - |

注) 各年度3月31日現在。

(資料：水戸市障害福祉課)

※1 特定疾患：原因が不明であって治療法が確立していないいわゆる難病。2014（平成26）年12月までは県が対象疾患を指定し、特定疾患治療研究事業として医療の確立・普及を図るとともに、医療費の助成を行ってきた。2015（平成27）年1月からは、難病医療法に基づき医療費助成が行われている。なお、一部疾患については、引き続き特定疾患治療研究事業となる。

■ 特定疾患医療受給者 疾病別の現状

(単位：人)

| 疾患名 | | 人数 | 疾患名 | | 人数 |
|-----|--------------------|-----|-----|-------------------------|-------|
| 1 | ベーチェット病 | 31 | 31 | 原発性胆汁性肝硬変 | 46 |
| 2 | 多発性硬化症 | 37 | 32 | 重症急性膵炎 | 4 |
| 3 | 重症筋無力症 | 45 | 33 | 特発性大腿骨頭壊死症 | 42 |
| 4 | 全身性エリテマトーデス | 150 | 34 | 混合性結合組織病 | 10 |
| 5 | スモン | 1 | 35 | 原発性免疫不全症候群 | 1 |
| 6 | 再生不良性貧血 | 21 | 36 | 特発性間質性肺炎 | 11 |
| 7 | サルコイドーシス | 16 | 37 | 網膜色素変性症 | 36 |
| 8 | 筋萎縮性側索硬化症 | 22 | 38 | プリオン病 | 0 |
| 9 | 強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎 | 63 | 39 | 肺動脈性肺高血圧症 | 6 |
| 10 | 特発性血小板減少性紫斑病 | 43 | 40 | 神経線維腫症 | 5 |
| 11 | 結節性動脈周囲炎 | 23 | 41 | 亜急性硬化性全脳炎 | 0 |
| 12 | 潰瘍性大腸炎 | 354 | 42 | バッド・キアリ(budd-chiari)症候群 | 0 |
| 13 | 大動脈炎症候群 | 15 | 43 | 慢性血栓塞栓性肺高血圧症 | 4 |
| 14 | ビュルガー病(バージャー病) | 13 | 44 | ライソゾーム病 | 0 |
| 15 | 天疱瘡 | 10 | 45 | 副腎白質ジストロフィー | 0 |
| 16 | 脊髄小脳変性症 | 52 | 46 | 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) | 0 |
| 17 | クローン病 | 90 | 47 | 脊髄性筋萎縮症 | 0 |
| 18 | 難治性の肝炎のうち劇症肝炎 | 0 | 48 | 球脊髄性筋萎縮症 | 3 |
| 19 | 悪性関節リウマチ | 4 | 49 | 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 | 10 |
| 20 | パーキンソン病関連疾患 | 202 | 50 | 肥大型心筋症 | 3 |
| 21 | アミロイドーシス | 5 | 51 | 拘束型心筋症 | 1 |
| 22 | 後縦(脊柱)靱帯骨化症 | 62 | 52 | ミトコンドリア病 | 7 |
| 23 | ハンチントン病 | 0 | 53 | リンパ管筋腫症(LAM) | 0 |
| 24 | モヤモヤ病(ウリス動脈輪閉塞症) | 23 | 54 | 重症多形滲出性紅斑(急性期) | 0 |
| 25 | ウェゲナー肉芽腫症 | 5 | 55 | 黄色靱帯骨化症 | 0 |
| 26 | 特発性拡張型(うっ血性)心筋症 | 31 | 56 | 間脳下垂体機能障害 | 50 |
| 27 | 多系統萎縮症 | 30 | 合 計 | | 1,607 |
| 28 | 表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型) | 1 | | | |
| 29 | 膿疱性乾癬 | 7 | | | |
| 30 | 広範脊柱管狭窄症 | 12 | | | |

注) 2014(平成26)年3月31日現在

(資料：茨城県水戸保健所)

■ 小児慢性特定疾患医療受給者 疾病別の現状

(単位：人)

| 疾患名 | | 人数 | 疾患名 | | 人数 |
|-----|---------|----|-----|-------------|-----|
| 1 | 悪性新生物 | 27 | 7 | 糖尿病 | 21 |
| 2 | 慢性腎疾患 | 10 | 8 | 先天性代謝異常 | 7 |
| 3 | 慢性呼吸器疾患 | 6 | 9 | 血友病等血液・免疫疾患 | 15 |
| 4 | 慢性心疾患 | 36 | 10 | 神経・筋疾患 | 12 |
| 5 | 内分泌疾患 | 52 | 11 | 慢性消化器疾患 | 4 |
| 6 | 膠原病 | 6 | 合 計 | | 196 |

注) 2014(平成26)年3月31日現在

(資料：茨城県水戸保健所)

(5) 保育所(園)・幼稚園・特別支援学級等の状況

2014(平成26)年5月1日現在、保育所(園)に通っている障害児は24か所80人で、2010(平成22)年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。2014(平成26)年5月1日現在、幼稚園に通っている障害児は11園に17人であり、2010(平成22)年度以降増加しています。

また、市療育センターには、合わせて38人が通っています。

2014(平成26)年度に市内の小・中学校に設置されている特別支援学級は、小学校で61学級、中学校で31学級あり、合わせて359人が在籍しています。2010(平成22)年度と比べると、学級数、人数ともに増えています。

小・中学校に設置されている通級指導教室では、小学校6教室に65人が通級による指導を受けています。

また、幼稚園で行われている「幼児のことば・こころの教室」では、ことばや情緒面での障害があると思われる4・5歳児109人の幼児が通い、集団生活を行う上での必要な態度や生活習慣、知識などを養い、調和のとれた発達を促す指導を受けています。

■ 保育所(園)・幼稚園・特別支援学級等における障害児等の数

| 区分 | | 年度 | 2010 (平成22) 年度 | 2011 (平成23) 年度 | 2012 (平成24) 年度 | 2013 (平成25) 年度 | 2014 (平成26) 年度 |
|---------------------|-----|-----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | | | | | | |
| 保育所(園) | か所数 | | 22 | 24 | 20 | 20 | 24 |
| | 人数 | | 84 | 85 | 84 | 75 | 80 |
| 幼稚園 | か所数 | | 8 | 8 | 10 | 12 | 11 |
| | 人数 | | 10 | 15 | 17 | 16 | 17 |
| 療育センター | | 人数 | 30 | 25 | 36 | 32 | 38 |
| 特別支援学級 | 小学校 | 学級数 | 48 | 49 | 52 | 54 | 61 |
| | | 人数 | 165 | 195 | 211 | 208 | 245 |
| | 中学校 | 学級数 | 30 | 29 | 30 | 31 | 31 |
| | | 人数 | 94 | 111 | 112 | 129 | 114 |
| 通級指導教室 | 小学校 | 教室数 | 6 | 5 | 5 | 5 | 6 |
| | | 人数 | 59 | 61 | 60 | 70 | 65 |
| | 中学校 | 教室数 | 1 | 1 | 1 | - | - |
| | | 人数 | 3 | 2 | 2 | - | - |
| ことば・こころの教室 (幼稚園) | | 教室数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | | 人数 | 62 | 106 | 84 | 115 | 109 |

注) 各年度5月1日現在。

(資料: 療育センター/水戸市障害福祉課, 保育所(園)/水戸市教育委員会幼児教育課,
幼稚園, 特別支援学級, 通級指導教室, ことば・こころの教室/水戸市総合教育研究所)

(6) 特別支援学校の状況

特別支援学校の市内在住者の在籍者数は、幼稚部に4人、小学部に138人、中学部に91人、高等部に144人であり、合わせて373人となります。2010（平成22）年度の321人と比べると、52人の増加となっています。

また、特別支援学校の卒業生の進路は、2013（平成25）年度は、高等部卒業生50人のうち11人が就職しており、10人が生活介護施設、12人が就労移行支援施設を利用しています。

特別支援学校の高等部を卒業する人数は、2016（平成28）年度まで毎年50人前後が見込まれます。

■ 特別支援学校在籍者数

（単位：人）

| 区分 \ 年度 | 2010 （平成22）年度 | 2011 （平成23）年度 | 2012 （平成24）年度 | 2013 （平成25）年度 | 2014 （平成26）年度 |
|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 幼稚部 | - | - | 5 | 2 | 4 |
| 小学部 | 130 | 128 | 124 | 132 | 138 |
| 中学部 | 86 | 83 | 80 | 75 | 91 |
| 高等部 | 105 | 127 | 130 | 155 | 144 |
| 合計 | 321 | 338 | 334 | 362 | 373 |

注）各年度5月1日現在。調査対象は、盲学校、水戸聾学校、水戸特別支援学校、水戸飯富特別支援学校、水戸高等特別支援学校、友部特別支援学校、友部東特別支援学校、内原特別支援学校、勝田特別支援学校、茨城大学教育学部附属特別支援学校

（資料：水戸市障害福祉課）

■ 特別支援学校高等部卒業生の進路

(単位：人)

| 区分 | 年度 | 2009 (平成 21) 年度 | 2010 (平成 22) 年度 | 2011 (平成 23) 年度 | 2012 (平成 24) 年度 | 2013 (平成 25) 年度 |
|-------------|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 進学 | | 4 | 3 | 2 | 0 | 3 |
| 就職 | | 12 | 10 | 12 | 10 | 11 |
| 職業訓練施設 | | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 旧法授産施設（通所） | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 施設入所支援＋生活介護 | | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 施設入所支援＋その他 | | 0 | 0 | 3 | 1 | 2 |
| 日中活動系 | 療養介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 生活介護 | 5 | 9 | 5 | 6 | 10 |
| | 自立訓練（機能訓練） | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 2 | 1 | 2 | 1 | 4 |
| | 就労移行支援 | 10 | 9 | 12 | 7 | 12 |
| | 就労継続支援（A型） | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 就労継続支援（B型） | 3 | 2 | 0 | 3 | 2 |
| 在宅 | | 2 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| その他 | | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 |
| 合計 | | 41 | 35 | 38 | 33 | 50 |

注) 調査対象は、盲学校、水戸聾学校、水戸特別支援学校、水戸飯富特別支援学校、水戸高等特別支援学校、友部特別支援学校、友部東特別支援学校、勝田特別支援学校、茨城大学教育学部附属特別支援学校

(資料：水戸市障害福祉課)

■ 特別支援学校高等部卒業生の今後の推移（各年度3月卒業）

(単位：人)

| 区分 | 年度 | 2014 (平成26) 年度 | 2015 (平成27) 年度 | 2016 (平成28) 年度 | 2017 (平成29) 年度 |
|----------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 特別支援（知的） | | 45 | 48 | 36 | 19 |
| 特別支援（肢体） | | 7 | 9 | 4 | 7 |
| 特別支援（病弱） | | 0 | 3 | 3 | 1 |
| 盲 | | 0 | 1 | 4 | 2 |
| ろう | | 1 | 2 | 1 | 0 |
| 合計 | | 53 | 48 | 48 | 29 |

注) 調査対象は、盲学校、水戸聾学校、水戸特別支援学校、水戸飯富特別支援学校、水戸高等特別支援学校、友部特別支援学校、友部東特別支援学校、勝田特別支援学校、茨城大学教育学部附属特別支援学校

(資料：水戸市障害福祉課)

(7) 障害者雇用の状況

障害者への職業紹介により、一般就労へ移行するケースがある一方で、一般就労から福祉施設等の利用に移行するケースもあります。2011（平成23）年度には、福祉施設等から22人が一般就労に進むことができましたが、2013（平成25）年度には12人となり、一般就労への移行が厳しい環境にあるとみられます。また、ジョブコーチ^{※1}の利用が2011（平成23）年度以降は10人程度にとどまっています。

水戸公共職業安定所への新規登録者数は、2012（平成24）年度以降200人近くとなっており、就職件数は年々増加しています。

水戸公共職業安定所における障害者の登録者数は、1,036人であり、うち55.4%にあたる574人が就業しています。就業中の障害者の割合は、身体障害者が60.6%、知的障害者が65.9%である一方、精神障害者は39.5%と低い現状にあります。

2014（平成26）年度の民間企業における雇用状況をみると、法定雇用率（2.0%）^{※2}が適用されている企業は232社で、694人の障害者が雇用されています。しかし、法定雇用率を満たしていない企業が136社あります。

2012（平成24）年度には、東日本大震災の影響により企業数が減少するとともに、雇用されている障害者数も減少しました。さらに、2013（平成25）年度には障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が拡大されたことに伴い、未達成企業割合が急増しましたが、2014（平成26）年度は雇用されている障害者数が増加し、未達成企業割合は減少しました。しかし、水戸市全体の雇用率は1.60%で、近年上昇しましたが、県平均の1.75%や全国平均の1.82%を下回っている状況にあります。

■ 障害者の職業紹介状況（水戸市）

（単位：人）

| 区分 | 年度 | 2009 （平成 21） 年度 | 2010 （平成 22） 年度 | 2011 （平成 23） 年度 | 2012 （平成 24） 年度 | 2013 （平成 25） 年度 |
|-------------------|----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 福祉施設等から一般就労に移行した人 | | 10 | 11 | 22 | 17 | 12 |
| 一般就労から福祉施設等に移行した人 | | 6 | 14 | 10 | 9 | 14 |
| ジョブコーチ利用者数 | | 13 | 17 | 9 | 10 | 9 |

（資料：水戸地区障害者就業・生活支援センター）

※1 ジョブコーチ：職場適応援助者。実際に働く職場において、障害のある人や事業主、又は家族に対して、職場定着に向けた助言や配慮を行う者又はその制度。

※2 法定雇用率：障害者雇用促進法に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、法定雇用率に相当する数以上の身体障害者、知的障害者を雇用しなければならないこととされている（精神障害者については雇用義務はないが、雇用した場合は法定雇用率の算定基礎となる）。一般の民間企業の法定雇用率は2.0%（2012年度までは1.8%）で、常用労働者50人以上（2012年度までは56人以上）の企業では1人以上の障害者を雇用しなければならない。

■ 障害者の求職・就職状況（水戸市）

（単位：人）

| 区分 | 年度 | 2009 (平成 21) 年度 | 2010 (平成 22) 年度 | 2011 (平成 23) 年度 | 2012 (平成 24) 年度 | 2013 (平成 25) 年度 |
|------|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 新規登録者数 | | 82 | 106 | 131 | 192 |
| 就職件数 | | 88 | 113 | 131 | 140 | 148 |

（資料：水戸公共職業安定所）

■ 障害者の登録状況（水戸市）

（単位：人）

| 区分 | 項目 | 身体障害者 | | 知的障害者 | | 精神障害者 | | その他 | | 合計 | |
|--------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|
| | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 登録者数 (合計) | | 447 | | 264 | | 314 | | 11 | | 1,036 | |
| | うち 有効中の者 | 170 | 38.0% | 84 | 31.8% | 179 | 57.0% | 5 | 45.5% | 438 | 42.3% |
| | うち 就業中の者 | 271 | 60.6% | 174 | 65.9% | 124 | 39.5% | 5 | 45.5% | 574 | 55.4% |
| | うち 保留中の者 | 6 | 1.4% | 6 | 2.3% | 11 | 3.5% | 1 | 9.0% | 24 | 2.3% |

注) 2014（平成26）年9月4日現在。

（資料：水戸公共職業安定所）

■ 民間企業の障害者雇用状況（水戸市）

| 年度 | 項目 | 企業数 | | | | | 雇用率 (%) | | | |
|----------------------|----|---------------------|-------------|-----------|------------|--------------------|---------|------|------|------|
| | | 算定基礎 労働者数 (人) | 障害者数 (人) | 雇用 不足数 | 未達成 企業数 | 未達成 企業割合 (%) | 水戸市 | 茨城県 | 全国 | |
| 2008 (平成20) 年度 | | 172 | 45,356 | 639 | 183 | 98 | 57.0 | 1.41 | 1.54 | 1.55 |
| 2011 (平成23) 年度 | | 199 | 48,528.5 | 696 | 191.5 | 113 | 56.8 | 1.43 | 1.54 | 1.65 |
| 2012 (平成24) 年度 | | 197 | 48,842.5 | 544 | 187.0 | 111 | 56.3 | 1.42 | 1.59 | 1.69 |
| 2013 (平成25) 年度 | | 226 | 50,476.0 | 616 | 259.0 | 143 | 63.3 | 1.50 | 1.66 | 1.76 |
| 2014 (平成26) 年度 | | 232 | 51,845.0 | 694 | 232.5 | 136 | 58.6 | 1.60 | 1.75 | 1.82 |

注1) 各年度6月1日現在。

注2) 算定基礎労働者数は、短時間労働者1人を0.5人としてカウント。(2011年度より)

注3) 障害者数については、重度障害者は1人の雇用をもって2人を雇用としているものとみなされる。ただし、短時間労働の重度障害者は1人としてカウント。

（資料：水戸公共職業安定所）

(8) 各種相談の状況

① 水戸地区障害者就業・生活支援センター

「水戸地区障害者就業・生活支援センター」では、雇用安定等事業・生活支援等事業を行っており、障害者の就業相談や生活相談に応じています。

障害者からの相談件数は、年間9,000件を超え、2011（平成23）年には10,000件を超えました。2012（平成24）年、2013（平成25）年に減少していますが、相談員の一時的な欠員によるものです。相談方法としては、電話による相談が3,939件で半数近くを占めていますが、職場訪問による相談も3,000件近くで推移しています。

相談内容としては、2013（平成25）年度には「生活に係る相談」が4,131件（全体の47.2%）と多くなっています。

事業主からの相談件数は増加しており、2013（平成25）年度は3,540件の相談がありました。

■ 相談件数

(単位：件)

| 区分 \ 年度 | 2009 (平成 21) 年度 | 2010 (平成 22) 年度 | 2011 (平成 23) 年度 | 2012 (平成 24) 年度 | 2013 (平成 25) 年度 |
|-----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 来所 | 1,578 | 1,822 | 1,963 | 1,762 | 1,338 |
| 電話 | 4,470 | 4,251 | 4,759 | 4,206 | 3,939 |
| 家庭・入所施設訪問 | 285 | 268 | 246 | 171 | 105 |
| 職場訪問 | 2,101 | 2,903 | 2,560 | 2,789 | 2,684 |
| 他の支援機関 | 605 | 559 | 618 | 755 | 688 |
| 合計 | 9,039 | 9,803 | 10,146 | 9,683 | 8,754 |

(資料：水戸地区障害者就業・生活支援センター)

■ 内容及び障害別相談件数

(単位：件)

| 区分 | | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | その他 | 合計 |
|----------------------|----------------|------|-------|-------|-----|--------|
| 2009 (平成21) 年度 | 就職に関する相談 | 119 | 330 | 278 | 71 | 798 |
| | 職場定着に係る相談 | 176 | 1,431 | 415 | 79 | 2,101 |
| | 生活に係る相談 | 489 | 3,297 | 1,210 | 457 | 5,453 |
| | 就職と生活の両方にわたる相談 | 91 | 373 | 138 | 85 | 687 |
| | 合計 | 875 | 5,431 | 2,041 | 692 | 9,039 |
| 2010 (平成22) 年度 | 就職に関する相談 | 75 | 434 | 218 | 42 | 769 |
| | 職場定着に係る相談 | 194 | 2,116 | 449 | 144 | 2,903 |
| | 生活に係る相談 | 174 | 3,327 | 1,371 | 447 | 5,319 |
| | 就職と生活の両方にわたる相談 | 69 | 511 | 186 | 46 | 812 |
| | 合計 | 512 | 6,388 | 2,224 | 679 | 9,803 |
| 2011 (平成23) 年度 | 就職に関する相談 | 139 | 802 | 295 | 21 | 1,257 |
| | 職場定着に係る相談 | 220 | 1,918 | 374 | 48 | 2,560 |
| | 生活に係る相談 | 177 | 3,772 | 1,095 | 178 | 5,222 |
| | 就職と生活の両方にわたる相談 | 47 | 904 | 131 | 25 | 1,107 |
| | 合計 | 583 | 7,396 | 1,895 | 272 | 10,146 |
| 2012 (平成24) 年度 | 就職に関する相談 | 90 | 715 | 286 | 18 | 1,109 |
| | 職場定着に係る相談 | 210 | 2,093 | 443 | 43 | 2,789 |
| | 生活に係る相談 | 389 | 3,239 | 920 | 59 | 4,607 |
| | 就職と生活の両方にわたる相談 | 102 | 907 | 143 | 26 | 1,178 |
| | 合計 | 791 | 6,954 | 1,792 | 146 | 9,683 |
| 2013 (平成25) 年度 | 就職に関する相談 | 45 | 758 | 174 | 4 | 981 |
| | 職場定着に係る相談 | 147 | 2,094 | 424 | 19 | 2,684 |
| | 生活に係る相談 | 332 | 2,711 | 1,068 | 20 | 4,131 |
| | 就職と生活の両方にわたる相談 | 52 | 721 | 174 | 11 | 958 |
| | 合計 | 576 | 6,284 | 1,840 | 54 | 8,754 |

(資料：水戸地区障害者就業・生活支援センター)

■ 事業主からの相談件数

(単位：件)

| 区分 \ 年度 | 2009 (平成21) 年度 | 2010 (平成22) 年度 | 2011 (平成23) 年度 | 2012 (平成24) 年度 | 2013 (平成25) 年度 |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 来所 | 5 | 12 | 9 | 27 | 25 |
| 電話 | 429 | 299 | 806 | 636 | 691 |
| 企業訪問 | 2,101 | 3,057 | 2,560 | 2,789 | 2,684 |
| その他 | 175 | 65 | 44 | 74 | 140 |
| 合計 | 2,710 | 3,433 | 3,419 | 3,526 | 3,540 |

(資料：水戸地区障害者就業・生活支援センター)

② 水戸市精神障害者地域生活支援センター「かさほら」

水戸市精神障害者地域生活支援センター「かさほら」では、精神障害に関する相談に対応しています。相談件数は概ね増加傾向にあり、2013（平成25）年度には15,243件となっています。

相談は、約5割が電話によるもので、訪問による相談件数も増加しています。

相談内容としては、生活福祉に関するものが多くを占めていますが、心理や治療服薬、経済問題に関する相談も増えています。

■ 相談件数

(単位：件)

| 区分 \ 年度 | 2009 (平成 21) 年度 | 2010 (平成 22) 年度 | 2011 (平成 23) 年度 | 2012 (平成 24) 年度 | 2013 (平成 25) 年度 |
|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 電話 | 7,330 | 8,570 | 8,426 | 8,995 | 8,059 |
| 来所 | 963 | 1,004 | 1,275 | 1,160 | 1,159 |
| 訪問 | 783 | 899 | 1,708 | 1,973 | 2,005 |
| その他 | 905 | 1,640 | 2,882 | 3,707 | 4,020 |
| 合計 | 9,981 | 12,113 | 14,291 | 15,835 | 15,243 |

(資料：水戸市精神障害者地域生活支援センター「かさほら」)

■ 内容別相談件数

(単位：件)

| 区分 \ 年度 | 2009 (平成 21) 年度 | 2010 (平成 22) 年度 | 2011 (平成 23) 年度 | 2012 (平成 24) 年度 | 2013 (平成 25) 年度 |
|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 利用相談 | 89 | 71 | 64 | 35 | 71 |
| 心理 | 1,032 | 1,337 | 1,288 | 2,031 | 2,532 |
| 治療服薬 | 992 | 1,441 | 2,030 | 2,022 | 2,259 |
| 対人関係 | 275 | 177 | 173 | 210 | 104 |
| 就労 | 65 | 108 | 71 | 135 | 65 |
| 経済 | 254 | 206 | 135 | 507 | 894 |
| その他生活福祉 | 4,234 | 5,549 | 7,041 | 7,207 | 6,362 |
| その他 | 3,040 | 3,224 | 3,489 | 3,636 | 2,956 |
| 合計 | 9,981 | 12,113 | 14,291 | 15,783 | 15,243 |

(資料：水戸市精神障害者地域生活支援センター「かさほら」)

2 現況を踏まえた本市の課題

(1) 障害者への理解促進

本計画を策定するために実施したアンケート調査によると、差別を受けたり、嫌な思いをした経験の「ある」人は、「身体障害者」で20.1%、「知的障害者」で36.3%、「精神障害者」で40.8%、「難病患者」で16.9%となっています。また、「一般市民調査」では、ノーマライゼーションへの認知度は、21.9%と低い状態です。

「障害者の権利条約」の発効や「障害者差別解消法」の施行等から、障害や障害者に対する一般市民の理解促進を進めることはますます重要な課題となっています。

広報活動の充実や福祉教育の充実、障害者と障害のない市民の交流活動を通じて、より一層の啓発活動を行う必要があります。

(2) 相談体制の整備

障害者団体ヒアリングからは、障害者やその家族が最初に直面する課題として、自分や家族の障害に対応した適切なアドバイスを受けられる「相談窓口」を探ることがあげられました。

障害者総合支援法により、障害福祉サービスを受けるすべての障害者は、専門的な相談機関から「計画相談支援」等のサービスを受けることになりました。「計画相談支援」や単身障害者等の支援を行う「地域相談支援」を提供する事業者の数は少しずつ増え、提供体制は整いつつありますが、地域で生活する障害者がきめ細かな支援を受けるためには、より一層、整備していく必要があります。

さらに、アンケート調査によると障害福祉サービスを利用していない障害者が多いことから、「指定相談支援事業者」以外の、身近な相談窓口の充実が望まれています。市障害者生活支援センターなどの体制強化、機能強化等が望まれます。

(3) 福祉サービスと難病患者支援の充実

障害者総合支援法により障害福祉サービスの提供体制の充実が進み、在宅福祉サービスや通所サービスなどではサービス提供事業者が増加し、障害者のサービス利用も増加傾向にあります。今後も、障害福祉サービス提供体制の整備に努めるとともに、サービスの質の確保や向上に努めていく必要があります。

特に、「親亡き後」のことを想定した場合、障害者が地域で生活を継続するためには、一定の支援を受けながら暮らせる「生活の場」が必要になります。障害者団体へのヒアリングでは、「グループホーム」の充実を望む声が多く聞かれました。グループホームや障害者の地域生活を支える事業の充実が望まれます。

また、難病患者は、障害者総合支援法により障害福祉サービスの対象となりましたが、障害福祉サービスの利用者は少ない現状となっています。難病患者に対する障害福祉サービスの啓発活動に努めるとともに、難病患者のニーズを把握しながら適切な支援策を検討していくことが必要です。

(4) 子どもの発達支援の充実

本市では、市療育センターや市保健センターを中心に発達に遅れのあると思われる児童の早期発見、早期支援に努めています。

2005(平成17)年に発達障害者支援法が施行されたことにより、発達障害に対する理解が進み、自閉症スペクトラム障害、広汎性発達障害等の診断を受ける子どもが増えています。引き続き、早期発見、早期支援に取り組むとともに、保護者の不安軽減に努め、個々の発達に応じたより適切な指導を実施することが望まれます。さらには、これまでは就学に伴い、指導の場が学校に移りましたが、継続した支援を望む声は多く、就学前から18歳までの一貫した支援体制が求められています。

また、2012(平成24)年4月の制度改正により、障害児の施設・事業が再編され、障害児の通所支援サービスとして、未就学児を対象とした児童発達支援、保育所等訪問支援、就学後の障害児の放課後や夏休み等長期休暇中における訓練の場となる放課後等デイサービスが創設されました。これらのサービス提供事業者は増加しており、サービス利用も増加傾向にあります。今後も、サービス提供体制の整備に努めるとともに、サービスの質の確保や向上に努めていく必要があります。

(5) 就労支援と工賃向上

障害者が自立した生活をする上では、「就労」は重要な要素です。国も障害者の雇用促進に力を入れており、「障害者雇用促進法」等の改正が行われています。しかし、本市の法定雇用率は2014(平成26)年で1.60%となっており、茨城県平均の1.75%、全国平均の1.82%より低くなっています。今後、ハローワークや水戸地区障害者就業・生活支援センター、就労支援事業者などと一体となって、障害者の雇用の拡大、雇用機会の開拓等に努める必要があります。

一方、障害者の工賃(賃金)は低い状態にあることから、障害者年金等と合算して障害福祉サービスを利用しながら、グループホームで生活できる水準をめざして、工賃(賃金)の向上をめざす取組が重要となっています。「障害者優先調達推進法」により、市等の行政機関は障害者就労施設等に積極的に業務を発注することとなりました。障害者就労施設への業務の発注や、障害者就労施設の共同受注を促進するなどの取組が求められています。

(6) バリアフリーの推進

本市では、水戸駅を中心とした重点整備地区において、公共交通機関や施設、道路等のバリアフリー化を進めています。また、第6次水戸市総合計画においては、「バリアフリー新法」に基づく新たな「バリアフリー基本構想」を策定し、さらなる施策の充実を図ることとなっています。

公共施設等については改築等にあわせバリアフリー化を進めるとともに、当事者団体等の意見を聞きながら公共施設の整備を進めています。

一方、障害者団体ヒアリングでは、障害があるゆえの「住みにくさ、使いづらさ、生きづらさ」を指摘する声がありました。このような声を大切にしながら、心のバリアフリーを含め、まち全体のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入等を進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的方向

1 目指す姿

【目指す姿】

～障害者が笑顔で安心して暮らせるまち・水戸～

本市では、これまで、「水戸市障害者福祉計画」（第1次計画）及び「水戸市新障害者福祉計画」（第2次計画）に基づき、障害者が地域で自立して生活するための施策を推進してきました。

また、この間、国においても様々な施策が展開され、障害の種別に関わりなく共通の障害福祉サービスを利用できることとなり、規制緩和が行われたこととあわせて、急激に社会資源等の基盤整備が進み、障害福祉サービスの利用者、サービス提供事業所が急増しました。

グループホームを生活の場として選択する障害者が増え、障害者が地域で生活していく考え方が定着しつつあります。さらに、日中、通所施設で働いたり、障害福祉サービスを利用しながら外出したりするなど、障害者の社会参加も進んでいます。

制度の充実、障害者の地域生活を支える基本となるものです。地域生活を送る上での環境が整いつつあるといえますが、情報や選択肢が増えたことにより、制度を適切に活用するための支援が必要となってきました。

また、差別を受けたり、嫌な思いをしたりする障害者は多く、障害者が社会の一員として、地域で生き生きと暮らすためには、障害者に対する理解を深める取組の充実が求められています。

そして、2011（平成23）年3月には東日本大震災を経験し、災害等の非常時に備えた体制整備の必要性が明らかになるなど、新たな課題も見つかりました。

そこで、新計画の目指す姿を「障害者が笑顔で安心して暮らせるまち・水戸」とし、ノーマライゼーションの理念のもと、障害者が笑顔で安心して生活できるよう、障害への理解を深めながら、就労支援の充実や社会参加の促進を図るとともに、障害者が自立し、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備に努めることとしました。

2 基本方針

本計画では、目指す姿の実現に向けて、6つの基本方針を定め、具体的な施策を展開します。

(1) 理解と交流の促進

障害者が分け隔てられることなく社会の一員として受け入れられ、地域でいきいきと暮らすためには、障害者に対する誤解や偏見等の社会的障壁を取り除くことが重要です。このことから、障害に対する理解を深めるための取組の充実に努めます。

(2) 情報提供と相談支援の充実

地域で自立した生活を送るためには、必要な支援を適切に活用することが重要です。必要な人に必要な情報が届くよう情報提供の充実に努めるとともに、障害者とその家族の多様なニーズに応えるため、相談・支援体制の強化を図ります。

また、障害者の権利擁護の推進に努めるとともに、共生社会の実現に向けた障害者差別の解消を目指す取組の充実に努めます。

(3) 地域生活支援の充実

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害の種類や程度に応じた様々な支援が必要です。日常生活や社会生活を支援するための在宅福祉サービスの充実に努めます。

また、スポーツやレクリエーション、文化活動等へ障害者自らが参加できる機会の拡充と情報の提供に努め、障害者の社会参加を促進します。

さらに、難病患者の福祉増進に向け、支援制度の周知に努めながら、難病対策を推進します。

(4) 子どもの発達支援の充実

心身ともに発達する時期にある子どもにとって、早い段階からそれぞれの発達に応じた適切な支援を受けることが重要です。発達に遅れのある子どもの早期発見、早期支援に取り組むとともに、保護者の不安軽減に努めます。

また、障害のある子どもが障害の特性に応じて身近な地域で適切な支援が受けられるよう一人一人のニーズに応じた支援の充実に努めるとともに、就学前から18歳までの一貫した支援体制づくりに努めます。

(5) 就労支援の充実

障害者が地域で自立生活を送るためには、生きがいを持って働き、社会的、経済的自立を図る必要があります。そのため、障害者雇用を促進するとともに、福祉的就労の場で働く障害者の工賃向上に向けた取組を推進します。

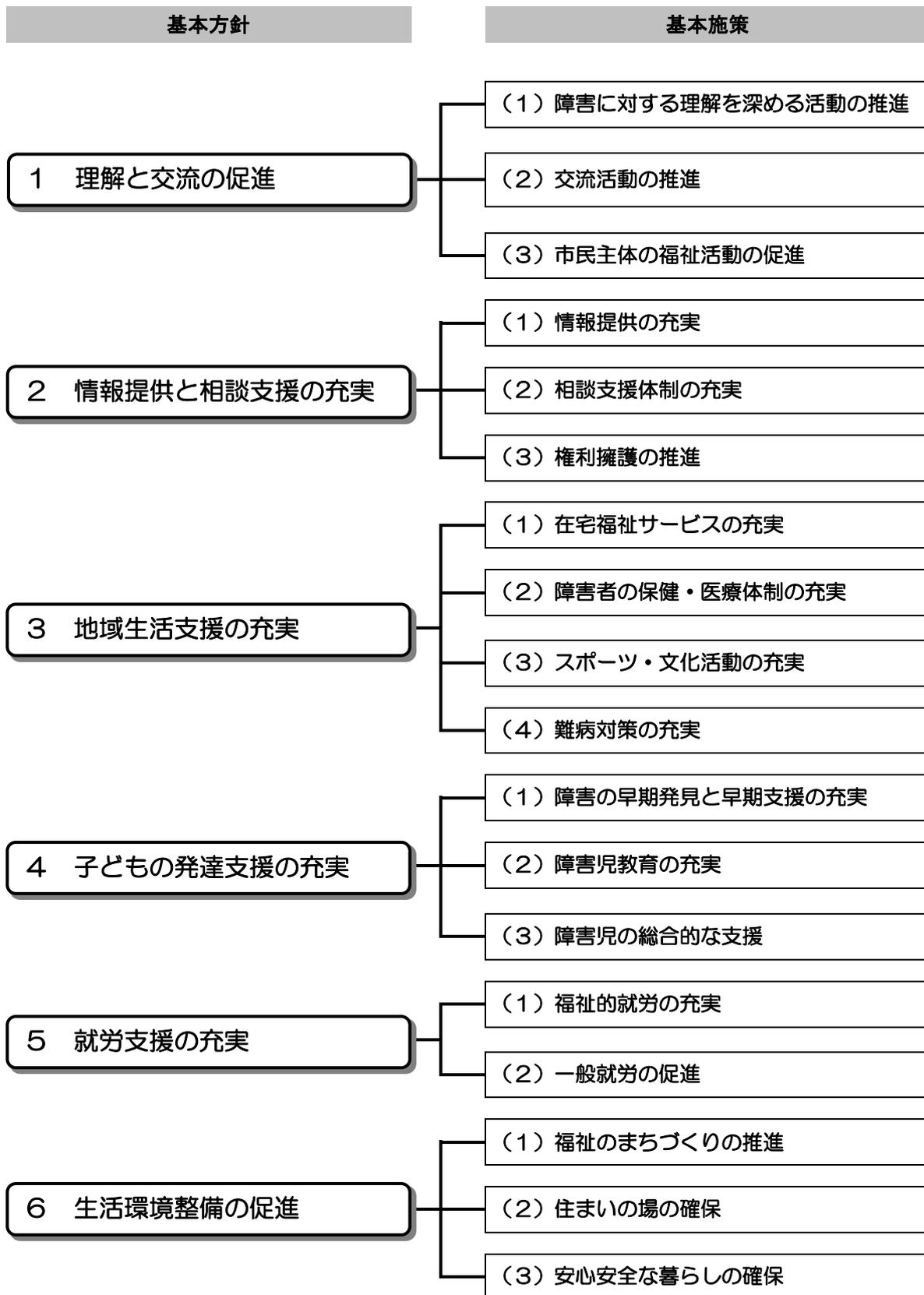
(6) 生活環境整備の促進

障害者が地域で安全かつ快適に暮らすためには、住宅の確保や外出しやすい生活環境の整備が必要です。全ての人が住みやすい環境を創出するため、建築物だけでなく、公共交通機関や道路など、日常生活圏におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入等を推進します。

また、安心安全な暮らしの確保を目指し、障害者が犯罪に巻き込まれない環境づくりを行うとともに、災害時における支援体制の充実に努めます。

3 施策の体系

【目指す姿】 障害者が笑顔で安心して暮らせるまち・水戸



第4章 施策の展開

1 理解と交流の促進

(1) 障害に対する理解を深める活動の推進

【現況と課題】

障害者の地域移行が進み、グループホーム等を住まいの場とし、福祉サービスを利用しながら、地域で生活する障害者が増えています。障害者が地域で生活を送るためには、地域社会が障害のある人と共に生きる意識を持つことが大切です。

しかし、今回、本計画を策定するために実施したアンケート調査によると、差別を受けたり、嫌な思いをした経験の「ある」人は、「身体障害」で20.1%、「知的障害」で36.3%、「精神障害」で40.8%、「難病患者」で16.9%となっています。また、「一般市民調査」では、ノーマライゼーションへの認知度は、21.9%とまだまだ低い状態です。

国の『障害者基本計画（第3次）』においても、「障害者を自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援する」としていますが、今後、障害者が社会を構成する一員として日常生活や社会生活を送るうえで、市民の障害に対する正しい理解は欠かせません。

また、障害者に対する理解を促進するためには、子どもの頃からの障害者との交流や理解促進が重要です。

本市では、各小・中学校において、「小中一貫」した福祉教育に取り組んでいます。また、市社会福祉協議会も小・中学校において「出前講座」を開催し、体験的に福祉を学ぶ場を設けてきました。さらに、特別支援学校に通う児童・生徒と居住地校の交流を行い、共同学習や交流学習を実施することで、障害に対する理解を深めるだけでなく、相手の立場を考えることを学ぶ機会としてきました。

今後、さらに障害者の地域移行^{※1}が進むことから、障害者への理解促進を図るための取組の充実、福祉教育の充実が望まれます。

【施策の方向性】

- 障害に対する一層の理解を促進し、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発に努めます。
- 学校教育や地域での障害に対する理解を深める取組を推進します。

※1 障害者の地域移行：障害者の地域移行とは、住まいを施設や病院から単に元の家庭に戻すことではなく、障害者個々人が市民として、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現することを意味する。

【主な事業】

①啓発活動の推進

| 事業名 | 事業の概要 |
|-------------|--|
| 広報紙等による情報提供 | 「広報みと」や市ホームページ、市社会福祉協議会「みんなのしあわせ」など様々なメディアを通して、障害者の理解に関する情報の提供に努めます。 |
| 障害に関する知識の普及 | 関係機関や障害者団体と連携した、「こころの健康講座」や、「家族教室」などを開催し、様々な障害に関する知識の普及に努めます。 |

②福祉教育の推進

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------|--|
| 学校における福祉教育の充実 | 小・中学校一貫教育の視点から福祉教育の充実を図ります。 また、疑似体験講座などを通じて福祉を学ぶ機会の拡充に努めます。 |
| 障害児との交流の推進 | 特別支援学校との連携を図り、児童生徒と障害児との交流の機会を提供します。 |
| 地域における福祉教育の推進 | 福祉ボランティア会館や市民センター等を活用した講座や研修会等の開催により、障害に対する理解の促進に努めます。 |

(2) 交流活動の推進

【現況と課題】

障害に対する理解を深める上で、地域の中で自然な形で障害のある人とない人がともにふれあうことのできる機会は重要です。本市ではこれまで、障害者団体が中心となって毎年開催している「ふれあいひろば」を「千波湖スポーツフェスティバル」と同時開催することで、障害のある人とない人の交流の場とし、実績を上げてきました。

また、「ふれあいひろば」をはじめとし、障害者団体が活発な事業を展開しており、障害者同士の交流、障害のある人とない人の交流の場となり、交流を通して障害者が自信を持てるようになり、次の社会参加につながるケースもあります。

こうした取組を一般の場にも広げ、地域のイベントや講座、運動会等にも、障害のある方が自然に参加できるよう啓発が必要です。

近年、様々な福祉サービスが整備されてきたことから、移動支援事業等の付き添いのヘルパーを利用して外出したり、手話通訳等の派遣事業を利用するなど、個別の給付サービスを利用しながらイベントへ参加する障害者は増えていますが、これらは、主催者側と個別の調整が必要となります。また、市が行うイベント等で、主催者側が手話通訳者や要約筆記者を配置する場合がありますが、依然として数が少ないのが現状です。広く市民を対象とした事業には、積極的に介助者や手話通訳者、要約筆記者等が配置され、障害者がより参加しやすい環境が整えられることが望まれます。

今後このような交流活動を一層進めるためには、障害者自身も交流の場に出ていく必要があります。障害者の自発的な活動を支援していくことで、障害者の社会参加の促進を図るとともに、交流を通して障害のある人とない人の相互の理解が一層進むことが望まれます。

【施策の方向性】

- 各種行事等に障害者も自然に参加し交流できるよう啓発に努めます。
- 障害者が各種事業へ参加しやすい環境づくりを推進します。
- 障害者やその家族、市民等が自発的に行う交流活動の支援に努めます。

【主な事業】

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------------|---|
| 交流機会の充実・支援 | 地域行事や市、各種団体などが主催するイベントについて、障害者も自然に参加し交流できるよう、障害者参加の企画を用意するなど主催者への啓発を進めます。 |
| 障害者の参加促進 | 各種事業への障害者の参加を促進するため、介助者や手話通訳者等の配置など、障害者への支援を充実します。 |
| 障害者の自発的な交流活動への支援 | 障害者団体等が主催する交流事業に対し助成等を行い、活動を支援します。 |

(3) 市民主体の福祉活動の促進

【現況と課題】

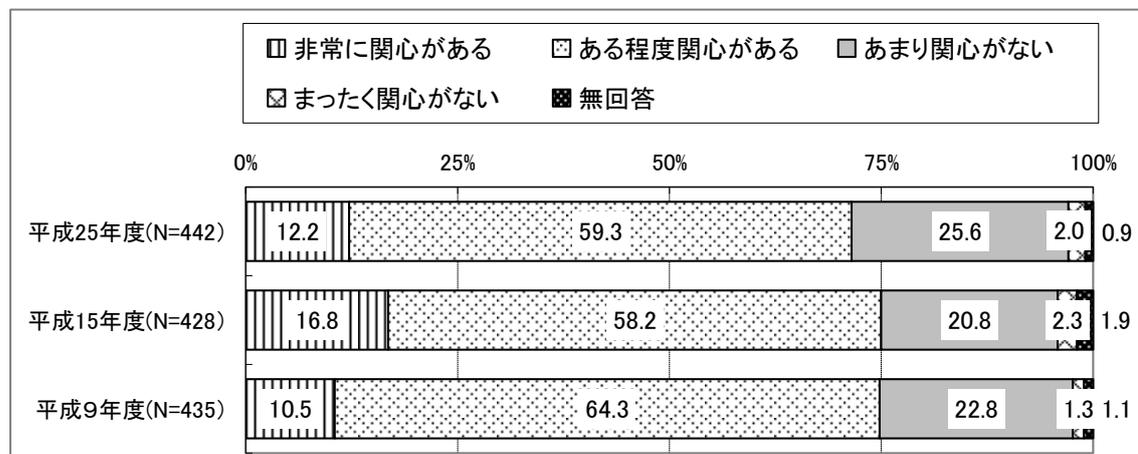
本市では、2014（平成26）年度に地域福祉計画（第2次）を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいます。住民相互のつながりの希薄化、核家族化の進行等が指摘されている中、地域で支えあい助けあう関係づくりを進め、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、さらに地域福祉の推進に努めていく必要があります。

また、市社会福祉協議会には32の支部があり、市や市社会福祉協議会本部と連携を図りながら地域福祉の推進に係る様々な事業を企画し、実施していますが、さらに支援を強化し活動の活性化を進めていく必要があります。

本計画を策定するために実施した「一般市民調査」では、福祉関係ボランティア活動への関心について「非常に関心がある」が12.2%、「ある程度関心がある」が59.3%と7割以上が福祉関係のボランティア活動に関心を持っています。一方で、「福祉関係のボランティア活動をしたことがない」人は81%おり、そのうち「ぜひ活動したい」が6.7%、「できれば活動したい」が32.7%となっており、多くの市民が参加意識を持ちながらも参加できていない現状がうかがえます。

手話奉仕員や外出支援ボランティア、防災ボランティアなど、障害者のニーズに対応できるボランティアの育成に努める必要があります。

■福祉関係のボランティア活動の関心度〔一般市民〕



【施策の方向性】

- 地域で支えあい助けあう関係づくりを進め、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域福祉の推進に努めます。
- 幅広い世代に対し、ボランティア活動への参加意識の高揚を図ります。
- 市民のボランティア活動を促進するため、情報提供や相談機能の充実を図り、ボランティア活動の支援を強化します。
- 障害者のニーズに対応したボランティアの育成、活動支援に努めます。
- 障害者やその家族、市民等が自発的に行う福祉活動の支援に努めます。

【主な事業】

①地域福祉の推進

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------------------|---|
| 地域福祉計画(第2次)に基づく施策の推進 | 全ての市民が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、地域福祉の推進を図るための計画である「水戸市地域福祉計画(第2次)」に基づき、施策の推進に努めます。 |
| 地域の福祉コミュニティ推進体制の充実 | 市民主体の福祉活動が図られるよう、地域福祉を担う人材育成と話し合いの場の環境づくりを支援します。 |
| 地域見守り・支えあいの推進 | 高齢者、障害者等の要配慮者対策を推進するとともに、水戸市安心・安全見守り隊の拡充や市シルバー人材センターにおける生活サポート事業の活用促進を図りながら、地域における見守りと支え合いの充実に努めます。 |

②ボランティア活動の促進

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------------------|---|
| 市民のボランティア意識の高揚 | 学校との連携によるボランティア教育を進めるとともに、講座の開催や体験学習の場の提供に努め、幅広い世代に対し、ボランティア活動への参加意識の高揚を図ります。 |
| 福祉ボランティア会館の利用促進 | 福祉ボランティア会館について、ボランティアの育成やボランティアサークルの活動拠点として利用促進を図ります。 |
| ボランティア団体等の情報の共有 | 市民団体等の交流活動や活動情報の発信を支援し、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境づくりを支援します。 |
| 活動支援体制の強化 | ボランティアに関する相談にきめ細かく対応するとともに、ボランティア育成を継続的に進めるためのコーディネート体制の強化を図ります。 |
| 障害者のニーズに対応したボランティアの育成 | 手話奉仕員や外出支援ボランティア、防災ボランティアなど、障害者のニーズに対応できるボランティアの育成に努めます。 |
| 障害者自身の福祉活動への支援 | 障害者の社会参加を促進するため、障害者自身の福祉活動を支援します。 |

2 情報提供と相談支援の充実

(1) 情報提供の充実

【現況と課題】

「障害者自立支援法」や「障害者総合支援法」の施行など、近年相次いで行われてきた一連の制度改革の中で、障害者の地域生活の支援、虐待の防止、就労支援など障害者のための支援策が充実してきました。

障害者が地域で自立した生活を送るためには、必要な支援を適切に活用することが重要です。そのためには、必要な人に、必要な情報が届く必要があります。

本市では、「広報みと」やホームページ等において、障害者施策に関する情報を積極的に提供しています。また、「障害福祉のしおり」は、新規の障害者手帳取得者を中心に配布しており、基本的な情報源として重要な役割を果たしています。

本計画を策定するために実施したアンケート調査によると、福祉・医療情報の入手先として、「身体障害者」は、「広報みと」、「新聞・テレビ・雑誌」の順で、「知的障害者」は、「福祉施設の職員」、「広報みと」の順、「精神障害者」は、「医師・看護師・ケースワーカー」、「福祉施設の職員」の順となっています。「広報みと」の役割は大きいものがあり、今後も重要な役割が期待されます。

また、視覚障害者や聴覚障害者等、障害の種類に合わせた情報提供も必要なことから、本市では、「広報みと」点字版及び声の広報を配布するとともに、茨城放送及び「FMぱるるん」において市政情報の提供を行っています。

さらに、テレビのデジタル放送への移行が完了し、特別な機器がなくても字幕放送の利用が可能となり、聴覚障害者等への情報提供も充実してきました。

しかし、各種制度については、対象者が申請し認定されなければ支給されないものが多くあることから、障害の種別に関わらず情報が行き届くよう、各種広報媒体を活用した情報提供の充実が求められています。

【施策の方向性】

- 適切な支援を受けることができるよう、様々なメディアを通じて情報提供を行うとともに、内容の充実に努めます。
- 障害の特性に配慮した様々な方法による情報提供の充実を図ります。
- 相談支援と一体的に情報提供を進めます。

【主な事業】

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------------------|--|
| 広報紙の充実 | 「広報みと」や市社会福祉協議会の広報紙「みんなのしあわせ」などにより、提供する福祉情報について、内容充実を図ります。 |
| 「障害福祉のしおり」の充実 | 各種制度の利用促進に向けて、「障害福祉のしおり」の内容充実を図ります。 |
| 情報提供体制の充実 | 市のホームページ等を活用し障害者関連の情報提供を進めます。また、「新聞・テレビ・雑誌」などの多様なメディアを通じた情報提供に努めます。 |
| 視覚障害者や聴覚障害者への情報提供の充実 | 視覚障害者への情報提供を進めるため、「広報みと」の点字版や声の広報の普及とともに、FMラジオ番組等の活用を進めます。聴覚障害者には、手話ニュースや字幕放送の利用案内を進めます。 |

(2) 相談支援体制の充実

【現況と課題】

障害者やその家族からの相談は、福祉や保健に限らず、医療や就労、住宅、教育など生活全般にわたります。

本市における障害者のための相談窓口として、「市障害者生活支援センター」があり、障害者の生活全般に係る相談支援体制を整えており、具体的な対応を含めた支援を実施しています。また、市内には「市精神障害者地域生活支援センターかさほら」など3か所の地域活動支援センターがあり、障害者のための相談支援を行っており、相談件数は毎年度増加しています。

その他の身近な相談窓口としては、高齢者支援センター、保健センターの保健相談窓口や保健相談専用電話、特別支援教育等に関しては総合教育研究所、市社会福祉協議会の「心配ごと相談」など、分野別に設置されています。

さらに市が委嘱した身体障害者相談員や知的障害者相談員も、民間の協力者として、障害者や家族からの様々な相談に応じています。

いずれの窓口においても、多様なニーズに応えられるよう支援体制の強化が求められています。

また制度改正により、2012(平成24)年4月からは障害福祉サービスを利用する場合には、サービス等利用計画を作成することになりました。対象者を段階的に拡大し、2015(平成27)年度からは、サービス等利用計画や障害児利用支援計画の作成が義務付けられます。今後は、計画相談支援事業者の確保に努め、全てのサービス利用者が適切な相談を受けられる体制づくりが必要となります。

本計画を策定するために実施したアンケート調査によると、今後、力を入れてほしい取組で「相談支援」への期待は、「精神障害者」は23.9%と最も高く、次いで「知的障害者」で16.5%、「身体障害者」で9.2%の順となっています。

今後、更なる相談支援体制の強化を望む声が多く、障害者の地域生活への移行についても引き続き促進を図っていくことから、障害者や家族からの多様な相談に対応するとともに、障害者を地域で支えるための新たな体制整備が必要です。

【施策の方向性】

- 多様な相談窓口における相談機能の強化を図ります。
- 障害者総合支援法に基づく各種相談支援事業について、提供体制の充実に努め、障害者の様々なニーズに応じた福祉サービスの提供につなげます。
- 新たな障害者生活支援センターの設置など、相談支援体制の強化に努めます。
- 障害者の地域移行を推進するため、障害者の生活を地域で支えるシステムの充実に努めます。

【主な事業】

①相談支援の充実

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------------|---|
| 身近な相談体制の充実 | 障害福祉課窓口をはじめとして、高齢者支援センターや保健センターなどの行政機関の相談体制を強化するとともに、身体障害者相談員や知的障害者相談員などの活動促進を図ります。 |
| 計画相談支援・児童相談支援の充実 | 相談支援事業者の確保・育成を図り、障害者が計画相談や児童相談支援を利用しやすい環境づくりに努めます。また、「水戸市障害福祉計画」を策定・見直ししながら、サービスの内容や提供体制の充実に努めます。 |
| 地域相談支援の充実 | 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)については「水戸市障害福祉計画」を策定・見直ししながら、サービスの内容や提供体制の充実に努めます。 |
| 地域生活支援事業による相談の充実 | 地域活動支援センター等での相談体制の充実など、多様な相談事業について、「水戸市障害福祉計画」を策定・見直ししながら、サービスの提供体制の充実に努めます。 |
| 地域自立支援協議会の活性化 | 障害者の相談支援体制の整備に向けて、地域自立支援協議会の活性化を図ります。 |

②相談支援拠点の整備

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------------|---|
| 障害者生活支援センターの整備 | 障害者生活支援センターを新たに1か所設置し、相談支援体制の強化・充実に努めます。 |
| 子ども発達支援センターの創設 | 療育センターの機能を拡大・充実させた(仮称)水戸市子ども発達支援センターを創設し、発達に遅れがあると思われる子どもの早期発見、早期支援に取り組むとともに、保護者の不安軽減に努めます。さらに、個々の発達に応じた適切な指導や発達障害児への就学前から18歳までの一貫した支援体制づくりに努めます。 |
| 地域生活支援拠点の整備 | 入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者の生活を地域全体で支えるシステムの実現に向けて、地域生活支援拠点の整備に努めます。 |

(3) 権利擁護の推進

【現況と課題】

障害者虐待防止法の施行（2012年10月施行）、障害者権利条約の批准（2014年2月発効）、障害者差別解消法の施行（2016年4月施行）等により、「障害を理由とする差別」が禁止されたこと、「社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮」を行うことが求められるなど、今後の障害者の人権に関する施策は重要性を増してきています。

障害者の財産保全や権利擁護として、市社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業があります。成年後見制度ほど手続きが難しくなく、知的障害者や精神障害者による利用が進んでおり、金銭管理等の援助を要する利用者に対しての支援や福祉サービスの利用援助につながるなど、大きな効果が得られています。

障害者が地域生活を送る上では、様々なサービスの利用が必要となることから、成年後見制度を含めた権利擁護のためのシステムの周知を図るとともに、利用促進を図るための支援策について検討が必要となっています。

一方、2011（平成23）年8月に施行された障害者基本法の改正により、新たに「消費者としての障害者の保護」や「選挙等における配慮」が規定され、これらに必要な取組が求められています。

さらに、障害者虐待防止法の施行（2012年10月施行）に伴い、虐待防止措置は自治体のみならず、施設、障害者を雇用する事業主、学校長、保育所長、医療機関等にも求められることになりました。虐待は、障害者の尊厳を脅かし、自立や社会参加を妨げます。障害者に対する虐待の防止、早期発見、早期支援に向け障害者虐待防止体制の充実が望まれています。

市では、市障害福祉課内に虐待相談専門電話回線を設置するとともに、障害者虐待防止センターを市障害者生活支援センター内に設置し、24時間365日相談受付を行っています。

今回、計画を策定するために実施したアンケート調査によると、差別を受けたり、嫌な思いをした経験の「ある」人は、「身体障害」で20.1%、「知的障害」で36.3%、「精神障害」で40.8%、「難病患者」で16.9%となっています。

今後、2016（平成28）年4月に障害者差別解消法が施行されます。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消の推進に関して、必要な取組が求められています。

【施策の方向性】

- 判断能力が十分でない障害者等の権利、財産を保護し、安心して生活できるよう成年後見制度の周知と利用支援に努めます。
- 障害者の権利利益の擁護に資するため、障害者の虐待防止、擁護者に対する支援に関する取組を推進します。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関して、必要な取組を実施します。
- 障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報提供その他必要な取組を推進します。
- 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、必要な配慮を行います。

【主な事業】

①成年後見制度の利用支援

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------------|---|
| 成年後見制度利用支援事業 | 成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者や精神障害者に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人等の報酬等の全部や一部を助成することにより、成年後見制度の利用の支援を行います。 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 法人後見活動の支援を行う事業の実施について検討を進めます。 |

②障害者虐待防止体制の充実

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------|---|
| 障害者虐待防止体制の充実 | 市障害福祉課窓口や市障害者虐待防止センターにおける適切な対応に努め、虐待の未然防止、早期発見・早期対応を進めます。 |

③障害者の権利を守る取組の充実

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------------|--|
| 障害者差別解消法への取組 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関して、必要な取組を実施します。 |
| 財産保全・権利擁護システムの利用促進 | 市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業等の利用促進を図ります。 |
| 権利の行使への支援 | 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の整備等必要な配慮を行います。 |
| 消費者としての利益擁護 | 水戸市消費生活センターでの相談体制を強化するとともに、適切な方法による情報提供その他必要な取組を推進します。 |

3 地域生活支援の充実

(1) 在宅福祉サービスの充実

【現況と課題】

障害者が地域で自立した生活を送るためには、様々な支援が必要です。

現在は、障害の種類に関わらず一元的にサービス提供されるしくみとなり、さらに限られた社会資源を活用できるよう規制緩和が行われたことから、障害福祉サービスの提供事業所が増え、障害者が地域で生活するための支援体制が充実してきました。

法定化された居宅介護（ホームヘルパー）や短期入所（ショートステイ）などのサービスのほかに、市町村が地域の特性や利用状況に応じて実施する地域生活支援事業があり、本市では、移動支援事業や日中一時支援事業、日常生活用具給付事業などを実施しています。

本計画を策定するために実施したアンケート調査によると、法定障害福祉サービスの利用率は、「身体障害」で13.6%、「知的障害」で50.6%、「精神障害」で36.1%となっています。

利用が多いサービスは、「身体障害」では「ホームヘルパー」や「ショートステイ」、「知的障害」では「日中一時支援事業」や「仕事を中心とした通所施設」、「精神障害」では「仕事を中心とした通所施設」や「ホームヘルパー」などが多くなっています。

今後利用したいサービスは、「身体障害」では「ホームヘルパー」、「知的障害」では「相談支援」、「精神障害」では「仕事を中心とした通所施設」が多くなっています。

これらの、障害者ニーズを踏まえながら、サービス提供基盤の整備や利用しやすい環境づくりが望まれています。特に地域生活支援事業については、市町村事業とされていることから、ニーズを反映しやすく、各種事業の充実が望まれます。

さらに、障害者の安定した生活を支援するためには、経済的な支援が重要です。特別障害者手当や障害児福祉手当、市独自の「水戸市心身障害児及び心身障害者福祉手当」など各種の年金や手当の周知を図るとともに、適正な給付の実施が求められます。

【施策の方向性】

- 障害者の生活に必要なサービスについて、ニーズを踏まえながら、サービス提供基盤の整備や内容の充実を図り、利用しやすい環境づくりに努めます。
- 障害者の安定した生活を支援するため、各種制度の周知と利用促進に努めます。

【主な事業】

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------|--|
| 訪問系サービスの充実 | 「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「短期入所」などについて、「水戸市障害福祉計画」を策定・見直ししながら、サービスの提供体制の確保に努めます。 |
| 日中活動系サービスの充実 | 「療養介護」、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」などについて、「水戸市障害福祉計画」を策定・見直ししながら、サービスの提供体制の確保に努めます。 |
| 地域生活支援事業の充実 | 「移動支援事業」、「日常生活用器具給付事業」や「日中一時支援事業」などについて、「水戸市障害福祉計画」を策定・見直ししながら、サービスの内容や提供体制の充実に努めます。 |
| その他のサービスの活用 | 障害者の生活に必要なサービスについては、関係各課や市社会福祉協議会等と連携を図りながら、有効に活用を促進します。 |
| 生活安定のための施策の推進 | 障害者の生活の安定を図るため、各種手当、減免措置、生活福祉資金貸付制度等各種制度等に関する情報の周知を図るとともに、利用促進を図ります。 |

(2) 障害者の保健・医療体制の充実

【現況と課題】

障害者は通院等に困難を伴うことなどから、障害者の健康づくりやその支援は独自の施策が必要になります。

保健センターにおいては、精神障害者とその家族を対象として家族教室を開催しており、健康・福祉に関する相談、家族会活動の紹介などを行っています。健康相談については、医療の継続や受診についての相談、援助や勧奨のほか必要な生活指導や社会復帰への援助、家族に対する相談や支援を行っています。

今後は、より効果的に事業を進めるため、関係各課や保健所、精神保健福祉センターなど関係機関との連携を強化する必要があります。

近年、医療機関等における障害者等への配慮が進み、施設等のバリアフリー化が進んでいます。

しかし、本計画を策定するためのアンケート調査によると、医療機関の障害のある人への配慮については、「あまり配慮されていない」と「まったく配慮されていない」が、「身体障害者」は9.3%、「知的障害者」は10.1%、「精神障害者」は10.9%となっています。具体的な意見としては、「待ち時間が長い」、「突然のパニックなどへの対応」、「車椅子等への対応」など多岐にわたっており、受診環境の改善は重要な課題となっています。

今後、障害者の地域生活移行に伴い、生活の場にある医療機関を受診することも多くなることから、医療機関等に対し、一層の協力を求めていく必要があります。また、建物の整備にとどまらず、多岐にわたる障害そのものへの理解を求める声もあることから、障害全般についての理解を求めることも必要となっています。

在宅生活を送る障害者の中には、訪問看護等の在宅医療が必要となる方も多くいます。本計画を策定するために実施したアンケート調査によると、かかりつけの医師や看護師の定期的な訪問を希望する方は、「身体障害者」は13.1%、「知的障害者」は11.6%、「精神障害者」は23.1%となっています。市では、健康保険や介護保険制度等による訪問看護等の利用案内に努めており、特に精神障害者については、医療機関による支援が生活安定に重要となることから、自立支援医療の利用案内とともに、引き続き医療機関と連携しながら訪問看護等の利用促進が求められています。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの日中活動系サービスに、自立訓練（機能訓練、生活訓練）があります。訓練期間が限られますが、利用については一定数で推移しています。「自立訓練（機能訓練）」については、市内に提供事業者がないことから、関係機関と連携しながら、適切な情報提供とサービス提供体制の確保が必要です。

【施策の方向性】

- 定期的な診察を必要とする障害者が適切に受診でき、安定した地域生活が送れるよう、健康診査や健康教育、健康相談の充実に努めます。
- 障害者が安心して医療を受けられるよう、医療機関の環境整備を促進するとともに、医療従事者に対する障害者の理解促進に努めます。また、医療費公費負担制度について周知するとともに利用促進に努めます。

【主な事業】

①健康づくりの推進

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------------|--|
| 健康診査の充実 | 障害者の健康保持・増進及び機能障害の発生を予防するため、特に常時車いすを使用している18歳以上40歳未満の重度身体障害者に対して、身体障害者健康診査事業を進めます。 |
| 健康教育・相談の充実 | 関係機関と連携を強化し、障害者等を対象とした健康教育、健康相談の充実を図ります。 |
| 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の充実 | 「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」について、「水戸市障害福祉計画」を策定・見直ししながら、サービスの提供体制の確保に努めます。 |
| 適切な補装具の交付・修理 | 障害者の日常生活の向上を図るため、障害の種別、程度に合わせた適切な補装具の交付・修理に努めます。 |

②医療体制の充実

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------|---|
| 利用しやすい環境づくり | 障害者が受診しやすい建物構造の整備を促進するとともに、市医師会や市歯科医師会等を通して医療従事者に対する障害者理解の啓発促進に努めます。 |
| 在宅医療サービスの利用促進 | 在宅医療を必要とする障害者や難病患者等による、訪問看護等の在宅医療サービスの利用促進に努めます。 |
| 医療費負担の軽減 | 障害のある人が安心して医療を受けられるよう、医療福祉費支給制度（マル福制度）、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）難病医療費助成制度、小児慢性特定疾患医療助成制度など医療費公費負担制度の周知及び利用促進に努めます。 |

(3) スポーツ・文化活動の充実

【現況と課題】

障害者の社会参加といきがいづくりを支援することは重要な課題となっています。

本計画を策定するために実施したアンケート調査によると、友人や仲間とともに行う活動への参加状況は、「参加していない」は「身体障害」で39.7%、「知的障害」で46.1%、「精神障害」で46.2%であり、障害者が仲間や友人と活動しにくい状況がうかがえます。また、今後の生活でもっと充実させたいことについては、「身体障害」では「趣味・教養などの文化・芸術活動」や「友人や仲間との交流」、 「知的障害」では「友人や仲間との交流」や「スポーツ・レクリエーション」、 「精神障害」では「友人や仲間との交流」や趣味・教養などの文化・芸術活動が多くなっています。社会参加のために必要なことは、「身体障害」は「参加しやすい機会、場所、仲間」、 「知的障害」や「精神障害」は「参加しやすい機会、場所、仲間」や「障害者に対する理解」が多くなっています。

このように、障害者の教養・文化活動に対するニーズは高いものがあり、今後も多様な機会の提供に努める必要があります。

本市では、障害者がスポーツやレクリエーションを楽しむきっかけとして、障害者スポーツ教室や障害者レクリエーション教室などを開催するとともに、障害者がスポーツをする際の支援としてスポーツ仕様補装具購入費助成金の支給を行っています。

水戸地区身体障害者スポーツ大会や水戸市身体障害者スポーツ・レクリエーション大会、各種教室の開催、各種スポーツ大会への補助や参加支援を実施することにより、障害者向けスポーツの普及と社会参加の促進に努めてきました。

市主催の一部の事業では、手話通訳者や要約筆記者の配置が定着しつつありますが、まだ十分とはいえず、今後は、広く市民を対象とした事業に積極的に介護者や手話通訳者等の配置がされ、障害者がより参加しやすい環境が整えられるよう啓発が必要です。

また、障害者向けのスポーツは様々なものがあることから、今後の障害者向けスポーツ・レクリエーションの振興策について検討が必要です。今後とも、大会参加支援等を実施することにより、障害者のスポーツ振興を図る必要があります。

水戸サン・アビリティーズでは、現在、ふれあい講座2講座、ふれあいクラブ3クラブが自主事業、自主的な活動となっていますが、これらの内容や実施方法等の見直しを行い、さらに、事業の充実や利用促進を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 障害者スポーツや文化活動に関する体験機会の提供、情報提供等を充実し、障害者の社会参加を促進します。
- 手話通訳やボランティアの配置など、各種事業の開催に当たり、障害者への配慮を充実し、障害者が参加しやすい環境づくりを進めます。
- 水戸サン・アビリティーズにおける事業の充実を図り、利用促進を図ります。

【主な事業】

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------------|--|
| 文化活動, スポーツの充実 | 障害者の社会参加の促進を目指し, 多様な文化・スポーツ体験の機会の提供, 活動支援, サークルや団体の育成などに努めます。 |
| 障害者参加への配慮 | 講演会や各種講座・教室等に参加しやすいよう, 必要に応じて, ボランティアやガイドヘルパー, 手話通訳者等を派遣するなど, 障害者への配慮を充実します。 |
| 水戸サン・アビリティーズの事業の支援 | 「水戸サン・アビリティーズ」における障害者向けの各種講座や教室などの事業の充実を図ります。 |

(4) 難病対策の充実

【現況と課題】

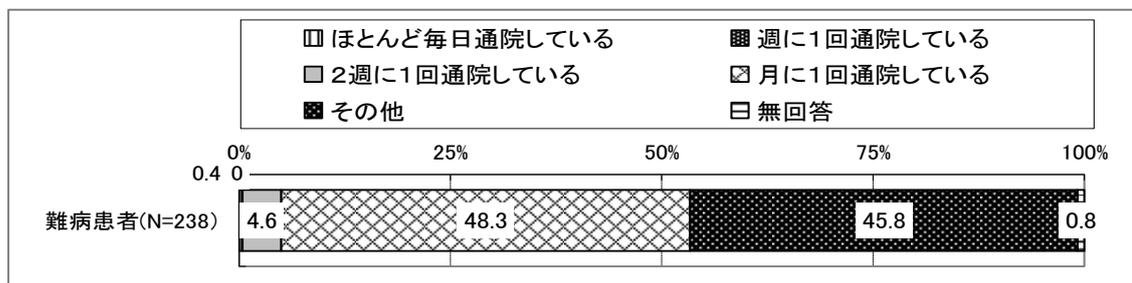
難病患者は、障害者総合支援法により、2013(平成25)年度から障害福祉サービスの対象者となり、2015(平成27)年1月には、障害福祉サービスの利用対象が151疾患に拡大されました。

本市では、難病患者の経済的又は精神的な負担軽減を目的として、難病患者見舞金制度を2008(平成20)年度に創設し、継続して事業を実施しています。これまでこの制度では、茨城県が実施する一般特定疾患医療研究事業に基づく医療給付を受けている者を対象にしてきました。2015(平成27)年1月に難病医療法が施行され、難病医療法に基づき医療給付が行われることになり(2015年1月1日からは110疾患)、対象疾患は300疾患まで拡大される予定です。これにあわせて、市の難病患者見舞金制度の給付対象を難病医療法に基づく医療給付を受けている者を対象とすることとしました。

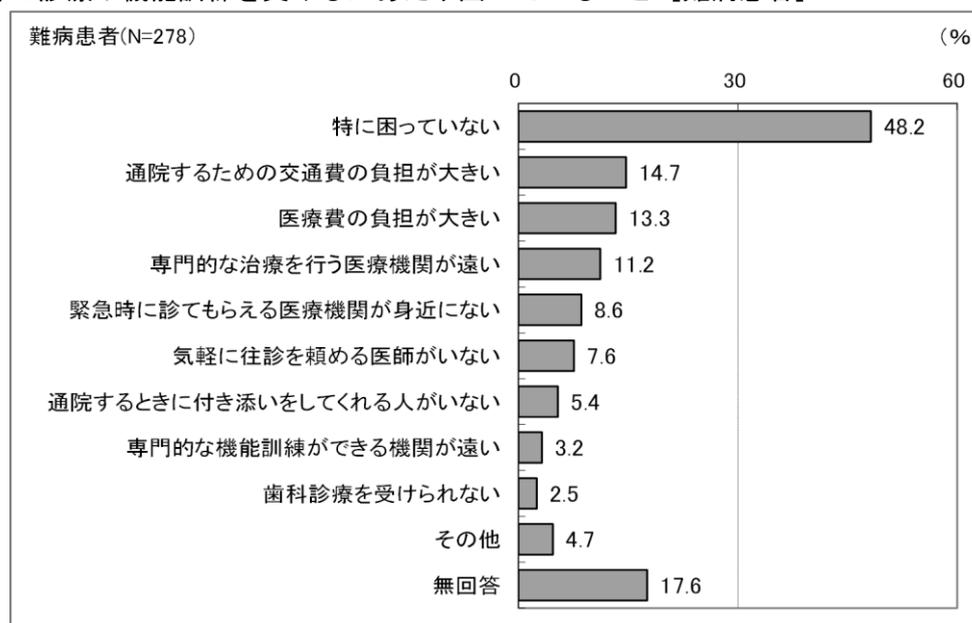
難病患者のアンケートによると、難病患者の通院頻度は、「週2回」が4.6%、「月に1回」が48.3%となっています。困っていることは、「通院のための交通費」、「医療費の負担」、「医療機関が遠い」などが多く、難病患者が地域や社会に参加するために必要なこととしては、「参加しやすい機会、場所、仲間」や「難病に対する理解」が多い結果となりました。

難病患者の障害福祉サービスの利用者はまだ少ないことから、障害福祉サービスの啓発活動に努めるとともに、有効な支援策を検討していくことが必要です。

■通院期間 [難病患者]



■医師の診療や機能訓練を受けるにあたり困っていること [難病患者]



【施策の方向性】

- 難病患者に対する支援事業の普及啓発に努め，利用促進を図ります。
- 難病患者に対する有効な支援策について検討を進めます。

【主な事業】

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------------|---|
| 障害者総合支援法による支援の推進 | 障害福祉サービス等の普及啓発に努め，利用促進を図ります。 |
| 難病患者支援の充実 | 難病患者見舞金事業の啓発活動を充実するとともに，様々な角度から効果的な支援やサービスのあり方を検討します。 |

4 子どもの発達支援の充実

(1) 障害の早期発見と早期支援の充実

【現況と課題】

心身ともに発達する時期にある子どもにとって、早い段階から個々の発達に応じた適切な支援を受けることが重要です。また、保護者への不安軽減を図る施策も求められます。

本市では、乳幼児の心身の健やかな成長を図るため、乳児（3～12か月児に2回）、1歳6か月児及び3歳児の健康診査や2歳児歯科健康診査等を行い、発育や発達の状況を確認し、それぞれに応じた成長の支援を実施しています。

1歳6か月児健診において、発達に遅れがあると思われる幼児については、事後教室（ひよこ教室）を、保健師・心理相談員・保育士・社会福祉士等により実施しています。市療育センターにおいては、保育士による少人数のグループ活動、言語聴覚士による個別の言語指導、社会福祉士による個別相談や巡回訪問指導を行っています。これらの事業の対象者は、増加傾向にあり、相談支援体制の充実が求められています。

一方、幼稚園や保育所においては、支援員や対応保育士の配置、保育士の研修などにより、障害児等の受け入れ態勢の充実を図っており、市立幼稚園3園（浜田、常磐、緑岡）においては「幼児のことば・こころの教室」を設置し、通級指導を行っています。近年、通級が必要であると思われる幼児が増加傾向にあり、効果的に指導をするための機会の確保が難しくなっています。通級幼児数の増加に対して教室数が不足しており、効果的に指導するための体制確保が課題となっています。

また、療育センターでの相談又は通所終了後は、各幼稚園や保育所、「幼児のことば・こころの教室」、障害児通所支援等へ移行しますが、より円滑に移行させ、幼児への支援が途切れることのないようにすることが課題となっており、各関係機関との連携を強化が望まれています。

さらに、2012(平成24)年度から、障害児支援の強化を目的とし、国がそれまでの障害児施設・事業を再編しました。未就学児を対象とした児童発達支援、保育所や幼稚園を訪問し、障害児に対する専門的な支援等を行う保育所等訪問支援が創設され、サービス提供事業所・利用者とも増加しています。今後は、サービス提供体制の確保とともに、サービスの質の向上・確保も課題となります。

【施策の方向性】

- 乳幼児健診や相談体制充実、関係機関の連携等により、障害の早期発見体制の充実を図ります。
- 関係機関の連携により、総合的な観点から相談・指導を行います。
- 幼稚園、保育所等の職員の研修を進め、乳幼児健診や相談体制の充実、関係機関の連携等により、障害の早期発見体制の充実を図ります。
- 幼稚園においては、障害児一人一人の状態にあった指導の場の確保・充実に努めます。
- 未就学児を対象とした障害福祉サービスの充実を図ります。

【主な事業】

①障害の早期発見体制の充実

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------------|--|
| 乳幼児健診とフォロー体制の充実 | 乳幼児健康診査において、保健師や心理相談員等による相談支援を実施し、発達に遅れがあると思われる乳幼児の早期発見に努めるとともに、医療機関及び関係機関等と連携し、乳幼児の成長を促進できるよう、継続的な支援の充実を図ります。 |

②療育体制の充実

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------------------------|---|
| 子ども発達支援センターの創設 〔再掲〕 | 療育センターの機能を拡大・充実させた(仮称)水戸市子ども発達支援センターを創設し、発達に遅れがあると思われる子どもの早期発見、早期支援に取り組むとともに、保護者の不安軽減に努めます。さらに、個々の発達に応じた適切な指導や発達障害児への就学前から18歳までの一貫した支援体制づくりに努めます。 |
| 療育体制の強化 | 療育センターと保健センター、医療機関、障害児施設、幼稚園、保育所・園、教育委員会等との連携を強化し、総合的な観点から相談・指導を行います。 特に、幼稚園や保育所における職員の研修を進め、系統的な療育指導を行えるような体制の強化を図ります。 |
| 障害児保育の推進 | 障害児に対する指導の充実を図るため、保育所職員の研修等を充実するとともに、受け入れ体制の充実に努めます。 |
| 幼稚園での障害児教育 | 集団生活による教育を進めるため、引き続き幼稚園での障害児の受け入れを進めるための支援員の配置を進めます。また、多様な障害に対応するために職員の研修を進めます。 |
| 通級指導教室「幼児のこぼ・こころの教室」の増設・充実 | 障害児一人一人の状態に合った教育・指導の場を確保するため、幼稚園に障害児のための通級指導教室「幼児のこぼ・こころの教室」の増設を図ります。また、在籍している園との連携を強化し、在籍園での指導の充実を支援します。 |
| 児童発達支援, 保育所等訪問支援の充実 | 児童発達支援, 保育所等訪問支援については、「水戸市障害福祉計画」を策定・見直ししながら、サービスの内容や提供体制の充実に努めます。 |

(2) 障害児教育の充実

【現況と課題】

市内の小・中学校に配置されている特別支援学級は、毎年増加し、在籍する児童・生徒も増加しています。障害のある子どもたちが、障害の状態や発達段階等に応じ、適切な教育が受けられる支援づくりが重要です。

障害児の就学相談については、総合教育研究所が中心となり早期支援体制連絡協議会において、保護者や幼稚園、保育所と連携を図っています。療育センターから幼稚園、保育所、小学校と「切れ目のない」支援体制づくりが求められます。

特別支援教育については、一人一人の児童に対応した個別の教育支援計画、指導計画の活用・評価・改善に努めるとともに、県の特別支援学級編制方針に基づき、特別支援学級の適正な配置、特別支援学校のセンター的機能の一層の活用などが望まれます。さらに、保護者や校内教職員の連携や理解が必要となります。

また近年、発達障害の理解が進み、発達障害の診断を受ける子どもが増えていることから、教職員も発達障害等に関する理解が必要です。研修制度等を積極的に活用し、教職員の認識を深めるとともに、特別支援学校等との連携が求められます。

また、放課後や長期休業期間においても子どもたちが安心して過ごすことができる居場所づくりが求められています。これまで、放課後児童対策としては、市立小学校に開設している開放学級で、特別支援学級在籍児等を受け入れてきました。民間の学童クラブでは3か所で受け入れていますが、障害児の受け入れは十分とはいえないことから、ニーズの把握に努め、受け入れ促進を図る必要があります。

一方、2012(平成24)年度から、障害児支援の強化を目的とし、国がそれまでの障害児施設・事業を再編しました。就学後の児童を対象とした放課後等デイサービス等が創設され、放課後支援・長期休業中の支援が明確化されました。放課後等デイサービスのニーズは高く、利用増に合わせたサービス提供体制の確保と併せて、サービスの質の向上・確保策等も課題となっています。

【施策の方向性】

- 障害児の就学や進学に際し、関係機関が連携を図り、就学相談体制の充実に努めます
- 障害児が、障害の種別や程度に応じて、地域の小・中学校へ通うことができるよう、支援員の配置をはじめ、一人一人の教育的ニーズに対応した支援の充実に努めます。
- 障害児が支障なく学校生活を送れるよう、学校教育環境の整備に努めます。
- 開放学級や学童クラブにおける障害児の受け入れ態勢を整えるとともに、放課後等デイサービスの充実等により放課後活動の充実に努めます。

【主な事業】

①学校教育の充実

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------------|---|
| 就学相談体制の充実 | 障害児の就学や進学などに関し、関係機関が連携し、どこでも相談に応じることができる体制づくりの強化に努めます。 |
| 障害児の教育体制の充実 | 個別の教育支援計画や指導計画を作成し、教育的支援内容や体制の充実を図ります。 |
| 支援員の配置 | 支援員を配置し、障害児の指導体制を強化します。 |
| 障害児に対する支援体制の強化 | 障害児が、適切な教育を受けることができるよう、必要に応じて通級指導教室や特別支援学級を設置します。 |
| 交流教育の推進 | 障害児の集団参加能力等を高めるため、障害のない子どもとの交流教育を推進します。 |
| 教職員研修の充実 | 軽度発達障害も含めて多様な障害に対する理解を進め、適切な指導が行われるよう、教職員の研修に努めます。 |
| 特別支援学校との連携 | 障害児が、障害の種別や程度に応じて専門的体制のもとに教育を受けることができるよう、特別支援学校等との連携を図ります。 |
| 学校施設の整備 | 障害児が、支障なく学校生活を送れるよう、スロープや階段の手すり、洋式トイレなどの設置を進めます。さらに、校舎の改築などに併せエレベーターの設置を進めます。 |

②交流活動、放課後活動等の充実

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------|--|
| 放課後児童対策 | 開放学級、学童クラブにおいて、障害児の受け入れに努めます。そのため、指導員等の確保や研修機会の充実を図ります。 |
| 放課後等デイサービスの充実 | 放課後等デイサービスについては、「水戸市障害福祉計画」を策定・見直ししながら、サービスの内容や提供体制の充実を努めます。 |
| 地域活動参加支援 | 必要に応じてボランティアなどの派遣を行うことにより、障害児が子ども会などの地域のグループ活動に積極的に参加できるよう支援します。 |

(3) 障害児の総合的な支援

【現況と課題】

2005（平成17）年4月発達障害者支援法が施行され、発達障害の早期発見や発達支援が国や地方公共団体に義務付けられました。以降、発達障害についての理解が進み、これらの障害と診断されるケースが増えています。

本市では、市療育センターに発達障害専任のコーディネーターを配置して、未就学児の保護者からの相談に応じるとともに、早期支援等を実施し、関係機関と連携しながら支援体制の確保に努めてきました。就学とともに、学校での特別支援教育等へ移りますが、個別の指導の継続や、子どもの成長・発達の様子を継続して見守ってほしいという声も多く寄せられています。

また、2012（平成24）年4月に障害者自立支援法が改正され、障害福祉サービスを利用する場合には、サービス等利用計画を作成することになりました。同年、児童福祉法が改正され、障害児支援の強化を図るため障害児施設・事業が再編され、充実が図られたのと併せて、障害児が障害児通所支援事業を利用する場合には、障害児利用支援計画を作成することになりました。いずれの計画についても、障害児の生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することを目的としています。障害福祉サービスを利用する障害児、サービス提供事業所とも増加していることから、今後とも支援体制の充実が望まれます。

障害者総合支援法においては、法定化された福祉サービスのほか、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟な形態により実施する市町村地域生活支援事業があります。本市では、移動支援事業、日常生活用具給付事業、日中一時支援事業等、障害児が地域においてよりよい生活を送るための多くの事業を地域生活支援事業として実施しています。身近な地域でサービスが受けられる体制が整いつつあり、いずれの事業も利用は年々増加しています。

今後も、障害児や障害児のいる家庭の状況を把握しながら、支援体制の整備・充実を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 発達に遅れがあると思われる子どもの個々の発達に応じた適切な指導や発達障害児への就学前から18歳までの一貫した支援体制づくりに努めます。
- 個々の障害に応じたサービス等利用計画などの作成により、障害児の自立した生活を支え、それぞれが抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かな支援を行います。
- 障害児の自立した生活を支えるため、様々な福祉サービスの内容や提供体制の整備・充実に努めます。

【主な事業】

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------------------|---|
| 子ども発達支援センターの創設 〔再掲〕 | 療育センターの機能を拡大・充実させた（仮称）水戸市子ども発達支援センターを創設し、発達に遅れがあると思われる子どもの早期発見，早期支援に取り組むとともに，保護者の不安軽減に努めます。さらに，個々の発達に応じた適切な指導や発達障害児への就学前から18歳までの一貫した支援体制づくりに努めます。 |
| 児童相談支援の充実 | 児童相談支援事業者の確保・育成を図り，障害児の保護者が児童相談支援を利用しやすい環境づくりに努めます。また，「水戸市障害福祉計画」を策定・見直ししながら，提供体制の充実に努めます。 |
| 地域生活支援事業の充実 | 「日中一時支援事業」や「日常生活用具給付事業」などについて，「水戸市障害福祉計画」を策定・見直ししながら，サービスの内容や提供体制の充実に努めます。 |

5 就労支援の充実

(1) 福祉的就労の充実

【現況と課題】

2006（平成18）年に施行された障害者自立支援法，その後2013（平成25）年に改正された障害者総合支援法においては，働きたいと考えている障害者に対して，就労の場を確保する支援の強化が進められてきました。一般就労へ向けた支援を行う就労移行支援のほか，通常の事業所への就労が困難な障害者に対し，就労の場等を提供する就労継続支援A型（雇成型），就労継続支援B型（非雇成型），地域生活支援事業の一つとして地域活動支援センターが設けられました。中でも，就労継続支援B型事業を提供する事業所が飛躍的に増大し，一般就労が困難な障害者の多くが利用しています。

障害者が地域で自立した生活を送るためには，経済的な自立は重要ですが，就労継続支援B型事業については，最低賃金法の適用がなく，平均工賃月額が14,000円程度にとどまっています。今後，障害者の地域生活への移行を進めていくには，障害基礎年金と併せてグループホーム等において自立生活を送れる水準まで，工賃水準を引き上げる必要があります。

また，障害者優先調達推進法が施行されるなど，国においても引き続き障害者就労支援に力を入れているところです。市においても障害者就労施設等における受注の確保のための取組の強化が必要です。

なお，今後とも特別支援学校の卒業生等，福祉施設の利用を希望する者が増えることが予想されることから，引き続きサービス提供体制の確保に努めるとともに，サービスの質の確保・向上や，ある程度の収入が確保できる就労継続支援A型事業所の確保等が求められています。

福祉的就労の場の確保が進む一方で，福祉的就労から一般就労へ結びついた件数は伸び悩んでいます。福祉施設から一般就労へ結びつけるための支援の強化が望まれています。

■就労継続支援B型事業所における平均工賃月額 2012(平成24)年度

| 水戸市 | 茨城県 | 全国 |
|---------|---------|---------|
| 14,748円 | 11,165円 | 14,190円 |

【施策の方向性】

- 福祉的就労の場におけるサービス提供体制の確保・充実に努めます。
- 福祉的就労の場における一般就労へ向けた支援の強化を図ります。
- 障害者が地域において安定した自立生活を送れるよう，工賃の引き上げ等収入拡大に向けた取組を進めます。

【主な事業】

①福祉的就労の提供体制の充実

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------------|--|
| 就労移行支援, 就労継続A型, B型 | 就労移行支援事業や就労継続支援, 地域活動支援センターなどは, 「水戸市障害福祉計画」を策定・見直しながら, サービスの内容や提供体制の充実に努めます。 |
| 就労移行支援事業の支援体制の強化 | 福祉施設から一般就労への移行を促進するため, 就労移行支援事業の支援体制の強化に努めるとともに, 利用促進を図ります。 |
| 在宅就労の支援 | 通勤困難な障害者に対しては, 在宅での就労が可能となるような訓練を実施するとともに, 通信設備等の助成に努めます。 |

②工賃向上のための取組の推進

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------------|--|
| 障害者の収入拡大に向けた取組の推進 | 企業と障害福祉サービス事業所等の受発注をコーディネートする, (仮称) 水戸市障害者共同受発注センターを設置します。 また, 授産製品の開発や販路拡大を図るなど, 障害者の収入拡大に向けた取組を推進します。 |
| 障害者就労支援施設等からの物品等の調達 | 「障害者優先調達推進法」に基づき, 市の調達方針を策定するとともに, 障害者就労支援施設等からの物品の調達等の推進を図ります。 |

(2) 一般就労の促進

【現況と課題】

障害者雇用促進法に基づく障害者の法定雇用率が、2013（平成25）年4月から引き上げられました。（民間 2.0%、国・地方公共団体 2.3%）。しかし、ハローワーク水戸の統計によると、本市における障害者雇用率は、平成26年6月1日現在1.6%にとどまっています。

今回、本計画を策定するために実施したアンケート調査によると、日中、主に過ごす場所は、「自分の家（仕事はしていない）」が「身体障害」で39.6%、「知的障害」で16.0%、「精神障害」で45.3%となっています。自宅で過ごしている理由としては、「受け入れてくれる職場がない」が「知的障害」で14.8%となっています。また、19歳～39歳の障害者の62.8%、40～64歳の障害者の45.1%が、設備や条件が整えば仕事をしたいと回答しています。

就労の為の重要な条件としては、「身体障害」では「健康状態にあわせた働き方」や「通勤しやすい」、「知的障害」では「職場の人間関係がよい」、「精神障害」では「健康状態にあわせた働き方」があげられており、障害特性に配慮した就労支援が望まれます。

現在、国は法定雇用率の引き上げ以外にも障害者雇用対策に力を入れているところです。茨城県においても、障害者の就労支援に対する様々な施策が展開されていることから、これら制度を活用したさらなる障害者の就労の場の拡充が必要となっています。

また、2006（平成18）年4月に障害者雇用促進法の改正が行われ、在宅就労障害者支援制度が設けられており、これらの支援策の積極的な活用が望まれています。

【施策の方向性】

- 国や県が実施する事業等について周知・活用を図り、障害者雇用の理解・啓発を進めます。
- 水戸地区障害者就業・生活支援センターを中心とした相談・支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、障害者雇用・職場定着支援の促進を図ります。
- 就労移行支援事業を活用し、一般就労へ向けた支援の強化します。

【主な事業】

①一般就労の促進

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------------------|---|
| 制度の周知と啓発 | 商店や事業所等に対して、障害者雇用に係る各種助成制度や税制上の優遇措置等の周知を図り、障害者雇用への理解・啓発を進めます。 また、国や県が実施している就労支援事業等の活用を促進します。 |
| 就労移行支援事業の支援体制の強化 〔再掲〕 | 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業の支援体制の強化に努めるとともに、利用促進を図ります。 |
| 雇用促進ネットワークの形成 | 水戸地区障害者就業・生活支援センターを中心として、公共職業安定所、保健所、福祉事務所、社会福祉事業団、就労移行支援事業所、企業等との連携により、障害者雇用促進のためのネットワーク形成に努めます。 |
| 障害者就業・生活支援センターの充実 | 水戸地区障害者就業・生活支援センターにおける相談事業の活用を促進します。 また、ジョブコーチ派遣体制の充実に努めます。 |

②職場定着のための支援

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------------------|--|
| 制度の周知と利用促進 | 国や県が実施している就労支援事業等の活用を促進します。 |
| 障害者就業・生活支援センターの充実 〔再掲〕 | 水戸地区障害者就業・生活支援センターにおける相談事業の活用を促進します。 また、ジョブコーチ派遣体制の充実に努めます。 |

6 生活環境整備の促進

(1) 福祉のまちづくりの推進

【現況と課題】

バリアフリーのまちづくりを推進するために、バリアフリー新法（2006年）や茨城県ひとにやさしいまちづくり条例（1996年）、水戸市福祉環境整備要綱（1999年）等に基づき事業者や建築主等への指導や助言に努めています。各施設のバリアフリーに関しては、法律及び県条例が制定され、届出が義務付けられており、その都度整備基準への適合に関し必要な指導及び助言を行ってきたことから、事業者の意識が高まっています。

公共施設については、福祉施設をはじめとして、学校や市営住宅、公園、スポーツ施設等、施設の改修等に併せてバリアフリー化を進めています。施設整備にあたっては障害者など当事者の意見を直接聞きながら、配慮の行き届いた施設整備を行っています。今後も、誰もが利用しやすい施設に向けての整備が必要です。

障害者が利用しやすい公共交通機関の整備を図るため、水戸市交通バリアフリー基本構想及び水戸市交通バリアフリー特定事業計画（以下「特定事業計画」という。）に基づいて、水戸駅を中心とした重点整備地区において、水戸駅北口駅前広場のバリアフリー化等を実施（点字ブロック改善、公衆トイレ改修、障害者用乗降場新設、エスカレーター新設等）しました。また、2013（平成25）年には「水戸市道路の構造に関する移動円滑化のために必要な基準を定める条例」や「水戸市特定公園施設の設置に関する移動等円滑化のために必要な基準を定める条例」を定めるなど、障害者等が安全に利用しやすい道路や歩道、公園等の整備を推進しています。

今回、本計画を策定するために実施したアンケート調査によると、障害者や障害児が外出時に不便に感じることは、「電車やバスの利用が困難、不便」が多くなっています。鉄道駅や車両の改善、バス停のバリアフリー化などをさらに進める必要があります。

特に、本市内のノンステップバスの導入率は2013（平成25）年度末現在で16.8%あり、県内の導入率19.2%と比べて低い状況であることから、今後も一層の導入促進を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 全ての人が住みやすい環境を創出するため、建築物、公共交通機関、道路、公園など、日常生活圏におけるバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。
- 全ての人にやさしい歩行者空間の創出に向け、歩道等のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの導入等を図ります。
- 障害者の外出を支援し、自立生活及び社会参加を促すため、様々な外出支援サービスの充実に努めます。

【主な事業】

①障害者にやさしいまちづくりの推進

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------|--|
| 整備の誘導 | 障害者が社会の一員として自立した生活が営めるよう、「バリアフリー新法」や「県条例」、「市要綱」に基づき、障害者にやさしい福祉のまちづくりを推進します。 |
| 公共施設の整備・改善 | 公共施設の整備に当たっては、デザインやサイン（標識）も含めて、障害者の利用に配慮した整備を進めます。 |
| 歩道の整備 | 街路整備事業や道路改良事業において、歩道を設置する際には、適切な幅員の確保等、障害者にやさしい歩行者空間の確保に努めます。 |
| 快適な自転車走行空間の形成 | 安全で快適な自転車空間の形成を目指し、整備計画の策定を進めます。また、自転車駐車場について、適切な管理運営に努め、利便性の向上を図るとともに、拡充の検討を進めます。 |
| 誘導ブロック等の設置拡大 | 視覚障害者を安全に誘導するため、歩道への誘導ブロックの敷設を進めます。 また、音声信号機の設置について関係機関との協議を進めます。 |

②移動手段の確保

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------------|---|
| 新たなバリアフリー基本構想の策定 | 新たなバリアフリー基本構想を策定し、建築物、公共交通機関、道路、公園など、まちなかにおけるバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。 |
| 路線バスのバリアフリー化の促進 | 路線バスを利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るとともに、その利用を促進するため、超低床ノンステップバスの導入事業者に対する支援に努めます。 |
| 多様な外出支援サービス等の充実 | 「福祉タクシー券」や地域生活支援事業に位置付けられる「自動車改造費助成」、「自動車運転免許取得費助成」の助成制度、「障害者グループ外出支援奉仕員」などのボランティアによる外出支援など多様なサービスの充実に努めます。 |

(2) 住まいの場の確保

【現況と課題】

障害者の安定した生活を確保するためには、住まいの場の確保は重要な要素です。

今回、本計画を策定するために実施したアンケート調査においても、介護者が介護できなくなった場合、「身体・知的障害」では「施設に頼む」が、2003（平成15）年調査の43.3%から2013（平成25）年度には35.4%に減少しています。また、国が施設入所者の地域生活への移行を進めていることから、施設利用者は少しずつ減少しています。

一方で、障害者の地域における居住の場となるグループホームは、近年増加するなど、障害者が地域で暮らすための環境の整備が進み、障害者が地域で暮らす意識が浸透しつつあることがうかがえます。

また、近年、障害に配慮された民間住宅が増えていますが、まだ、公営住宅への入居を希望する障害者は多くなっています。障害者に配慮した市営住宅の整備が求められるとともに、障害者が住宅を確保するための支援策の充実も望まれます。

今後、入所施設や病院から地域生活への移行を加速し、障害者が住み慣れた地域で自立した生活をするためには、住まいの場の確保が急務となっています。障害者のニーズを把握するとともに、障害者団体から要望の強いグループホームの整備促進など、関係機関と連携を図りながら障害の特性に応じた住まいの場の確保が必要です。

【施策の方向性】

- 障害者の地域移行の推進にあわせて、「施設入所支援」や「グループホーム」等、障害福祉サービスとして提供されている住まいの場の提供体制の充実を図ります。
- 障害者が地域での自立生活を実現するため、障害の特性に合わせた住まいの確保や、住宅入居に関する相談支援の充実に努めます。

【主な事業】

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------------------|--|
| 施設入所支援 | 障害福祉サービスとして「施設入所支援」を「水戸市障害福祉計画」を策定・見直ししながら、適切に提供します。 |
| グループホームの整備促進 | 地域生活への移行を促進するため、「水戸市障害福祉計画」を策定・見直ししながら、グループホームの整備促進、充実を図ります。 |
| 住宅改造の推進 | 障害者や介護者の日常生活の利便性を図り、快適な生活ができるよう、作業療法士や理学療法士、相談支援従事者などと連携して、住宅改造に関する相談を進めます。また、住宅改造助成制度等の利用促進を図ります。 |
| 市営住宅の整備 | 障害者の自立生活の支援を図るため、障害者に配慮した市営住宅の整備に努めます。 |
| 住宅入居等支援事業の充実（居住サポート事業） | 市障害者生活支援センターにおいて、障害者の住宅の確保に関する相談に応じており、地域生活移行のさらなる推進に向けて相談支援体制の充実に努めます。 |

(3) 安心安全な暮らしの確保

【現況と課題】

2011(平成23)年3月11日の東日本大震災においては、ライフラインや物資の確保をはじめ多くの課題が明らかになりました。障害者をめぐっては、避難誘導や避難所生活など、障害のない人とは異なる困難が多数あります。市では、震災後、障害者等への災害時支援のための「安心安全行動マニュアル」を作成するとともに、福祉施設や特別支援学校を福祉避難所に指定しました。災害時に、迅速かつ円滑な連携体制を構築するため、福祉避難所開設訓練等を実施しています。

しかし、本計画を策定するために実施したアンケート調査によると、福祉避難所の認知度は、「よく知っている」は、「一般市民」が5.7%、「ボランティア」でも14.9%、「身体障害」が6.0%、「知的障害」が13.5%、「精神障害」が8.0%、「難病患者」が4.0%と低くなっています。このため、福祉避難所の周知に努める必要があります。

避難誘導については、2013(平成25)年に災害対策基本法の改正に対応した体制整備が求められています。また、避難者を福祉避難所へ搬送し、福祉避難所を運営するための実践的な訓練の検証から、避難者の搬送方法や福祉避難所との多様な連絡手段の確保等が課題となっています。福祉避難所として指定した施設との一層の連携のため、日頃からの緊急連絡体制の構築、実践的な訓練の推進等に努めるとともに、さらなる情報伝達手段の充実・強化を図る必要があります。

またこれまで、障害者の緊急時対応体制の確立を目指し、緊急通報システム整備を進めてきました。特に聴覚障害者の外出時における緊急通報システムが整備され、利用者が拡大するなど、一定の効果を上げてきたところです。2015(平成27)年度からは県共同指令センターへの通報となることから、制度の周知を図り、新体制へのスムーズな切り替えが必要です。

さらに、日常生活用具給付事業において、火災警報器、自動消火器を給付しています。住宅用火災警報器は、2006(平成18)年6月から全ての個人の住宅の寝室等に義務化されましたが、設置されていない世帯があるため、万が一に備えて普及、設置促進に努める必要があります。

一方、2011(平成23)年の障害者基本法の改正により、障害者が犯罪に巻き込まれないための配慮や取組が求められています。市では、2004(平成16)年に「水戸市安全なまちづくり条例」を施行し、地域、事業者、行政等が連携した防犯活動を推進しています。地域で見守り活動を強化するとともに、犯罪に関する情報提供の充実などにより障害者を犯罪から守る施策が必要になっています。

【施策の方向性】

- 障害の特性に合わせた緊急時対応体制の整備を進めるとともに、制度の周知に努めます。
- 地域や関係機関との連携により、障害者が犯罪に巻き込まれない環境づくりに努めます。
- 災害時要配慮者支援体制の構築を図るとともに、支援対策の充実を図ります。

【主な事業】

①緊急時対応体制の整備

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------|---|
| 緊急時対応体制の整備 | 緊急通報装置や火災報知器などの普及を図るとともに、聴覚障害者などを対象とした緊急通報システムの周知に努めます。 |

②防犯・防災対策の充実

| 事業名 | 事業の概要 |
|-------------------|---|
| 防犯体制の強化 | 地域での防犯活動の促進に努めるとともに警察等と連携し犯罪情報などの提供体制を強化するなど、障害者が犯罪に巻き込まれない環境づくりに努めます。 |
| 防災対策の充実 | 災害発生時における障害者の避難行動支援等について、「水戸市地域防災計画」に基づき適切な支援が行われる体制づくりに努めます。 |
| 災害時要配慮者支援体制の構築 | 災害時要配慮者の支援体制について、モデル地区における地域団体等を主体とした活動を踏まえ、全地区での構築を進めます。 |
| 安心安全行動マニュアルの活用 | 安心安全行動マニュアルを活用しながら、支援対策の充実に努めます。 |
| 福祉避難所の周知及び支援体制の充実 | 福祉避難所の周知徹底に努めるとともに、一般避難所から福祉避難所への誘導・搬送などについて避難所指定施設と密接な連携を図るとともに、情報連絡手段の整備や訓練などを行います。 |

第5章 推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画を推進するにあたっては、市関係各課や市社会福祉協議会、市社会福祉事業団はもとより、民間事業者、市民活動団体、関係機関等の関係者が相互に連携を図りながら、効果的に施策や事業を推進することとします。

特に、「水戸市障害者施策推進協議会」においては、障害者の相談支援、就労支援、人権擁護、社会参加など重要なテーマごとに最新の社会情勢や地域の動向を踏まえ、適切な施策や事業のあり方について検討していくこととします。

(1) 水戸市社会福祉協議会との連携

市社会福祉協議会は、地域福祉の担い手として住民参加の福祉活動において重要な役割を果たしてきました。直接的な福祉サービスについては、NPOや一般企業などからの新規参入が進んできたため、福祉サービス提供主体としての役割ばかりでなく、地域の資源や人材を活用したネットワークづくりにも大きな役割が期待されています。

今後とも、市社会福祉協議会との連携を強化し、障害者の相談支援機能や日常生活自立支援事業等の権利擁護事業、ボランティアの育成をはじめとした地域の人的資源を活用するためにネットワーク体制の充実を図ります。

(2) 水戸市社会福祉事業団との連携

市社会福祉事業団は、障害者のための社会資源が乏しい時代における障害福祉施設の運営や、民間の事業者では取組みにくい障害者サービスを実施するなど、本市の障害者福祉において先駆的、先導的役割を果たしてきました。

また、公的な組織における障害福祉に関する人材を育成してきました。こうした人材は今後の障害者のケアマネジメントを推進する上で重要な役割を担うものと期待されます。

今後とも水戸市社会福祉事業団と連携し、相談支援事業や就労移行支援事業等の充実を図ります。

(3) 民間事業者との連携

今後も障害者の増加が見込まれるとともに、施設入所者や長期入院精神障害者の地域移行が一層推進されることとなります。福祉サービスの向上、生活介護や就労支援等の日中活動の場の確保、グループホーム等の設置、相談支援の充実等について、民間事業者との連携強化に努めます。

(4) 市民活動団体との連携

ボランティアはこれまでも福祉活動の重要な担い手となってきました。また、障害福祉サービス事業所の運営主体について規制緩和が進み、NPOによる参入が相次いでいます。

障害者が地域で暮らしていくためには、様々な支援が必要となります。新しい公共の担い手となるボランティア・NPO等の市民活動団体と行政が連携し、それぞれの専門性を生かしながら協働により、障害者の地域生活支援の充実を図ります。

(5) 関係機関等との連携

障害者が地域で生活するには、様々な社会資源を有効に活用することが重要です。そのために、県、医療機関、企業団体、教育機関など関係機関が情報を交換し、意思疎通を図る必要があります。

今後とも様々な困難を抱えた障害者を支援するために、課題に応じて専門家の参加・協力を求めるとともに、協議や研究の機会等を通じて連携を図ってまいります。

2 進行管理

本計画の推進に当たっては、Plan（計画の策定・見直し）、Do（施策の実施・運用）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクルの手法に基づき進行管理を行います。

本計画関連施策については、個別に評価を行うとともに、本計画における具体的な事業の多くを占める、障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービスや地域生活支援事業については、3年を一期とする「水戸市障害福祉計画」の策定・見直しを通じて、事業の成果や将来の見込み量を評価・計画していくこととします。

その他の施策や事業については、「水戸市障害者施策推進協議会」において各年度の主な取組について、実施状況等を報告するとともに、本計画の進捗状況の確認を行うものとします。

■ 計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）

